

## 目 次

### ◎会議録第1号（6月10日）議案説明

開 会	5
日程第1	会議録署名議員の指名 5
日程第2	会期の決定 5
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告 5
日程第4	報告第 3号 平成26年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について 7
日程第5	報告第 4号 平成26事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について 9
日程第6	議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例） 11
日程第7	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 14
日程第8	議案第41号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 16
日程第9	議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 17
日程第10	議案第43号 松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 18
日程第11	議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例 20
日程第12	議案第45号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第1号）について 21
日程第13	議案第46号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 21
日程第14	議案第47号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について 21
日程第15	議案第48号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について 21

日程第16	議案第49号	平成27年度松前町公共下水道事業特別 会計補正予算(第1号)について……………	21
日程第17	議案第50号	平成27年度松前町水道事業会計補正予 算(第1号)について……………	21
日程第18	議案第51号	汚水(準)北黒田堅田地区管渠工事請負 契約の締結について……………	25
日程第19	議案第52号	松前町町民グラウンドホッケー場整備工事 (その6)請負契約の締結について……………	26
日程第20	研修報告……………		28
散 会……………			32

~~~~~

◎会議録第2号(6月16日)一般質問

|          |                 |  |    |
|----------|-----------------|--|----|
| 開 議…………… |                 |  | 38 |
| 日程第1     | 会議録署名議員の指名…………… |  | 38 |
| 日程第2     | 一般質問            |  |    |
|          | 6番 藤岡 緑議員……………  |  | 38 |
|          | 9番 松本一二美議員…………… |  | 47 |
|          | 2番 稲田 輝宏議員…………… |  | 59 |
| 散 会…………… |                 |  | 62 |

~~~~~

◎会議録第3号(6月23日)委員長報告

開 議……………			66
日程第1	会議録署名議員の指名……………		66
日程第2	議案第41号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例……………	66
日程第3	議案第45号	平成27年度松前町一般会計補正予算 (第1号)について……………	67
日程第4	議案第46号	平成27年度松前町国民健康保険特別会 計補正予算(第1号)について……………	67
日程第5	議案第47号	平成27年度松前町後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)について……………	67
日程第6	議案第48号	平成27年度松前町介護保険特別会計補 正予算(第1号)について……………	67
日程第7	議案第49号	平成27年度松前町公共下水道事業特別	

		会計補正予算（第1号）について……………	67
日程第8	議案第50号	平成27年度松前町水道事業会計補正予 算（第1号）について……………	67
日程第9	議案第53号	平成27年度松前町一般会計補正予算 （第2号）について……………	72
日程第10	議員派遣の件……………		74
閉会……………			75

6月10日（第1号）

平成27年松前町議会第2回定例会会議録

平成27年6月10日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 稲田輝宏	3番 加藤博徳	4番 寺下武
5番 八束正	6番 藤岡緑	8番 早瀬武臣
9番 松本一二美	10番 澤田登代一	11番 岡井馨一郎
12番 伊賀上明治	13番 三好勝利	14番 木下淳

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	白石勝也
副町長(総務)	中矢博史
副町長 (保・産)	岡本靖
教育長	本馬毅
総務部長	金子知芳
保健福祉部長	高橋昌志
産業建設部長	升田年紀
教育委員会 事務局長	岡本明
財政課長	久津那良幸
財政課技監	瀧本精一
税務課長	島田恵介
国体準備室長	塩梅淳
福祉課長	大政哲志

町民課長	西岡  きわ子
保険課長	久津那 延 幸
健康課長	山本 有 三
まちづくり 課長	松岡 謙 三
産業課長	徳居 芳 之
上下水道課長	忽那 俊 幸
会計課長	松岡 芳 弘
学校教育課長	合田 光 隆
社会教育課長	富田 徹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大政 博文
議会事務局 書記	仙波 晴 樹

平成27年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.1

	平成27年6月10日(水)	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	町長あいさつ並びに諸般の報告		
日程第4	報告第3号	平成26年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	報告第4号	平成26事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第6	議案第39号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例等の一部を改正する条例)	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第7	議案第40号	専決処分の承認を求めることについて(松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第8	議案第41号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(文教厚生)	
日程第9	議案第42号	松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第10	議案第43号	松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第11	議案第44号	松前町介護保険条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決	
日程第12	議案第45号	平成27年度松前町一般会計補正予算(第1号)について	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)	
日程第13	議案第46号	平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)	
日程第14	議案第47号	平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	

上程 日程第15	提案理由説明 議案第48号	質疑	委員会付託（予算決算）	平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号） について	
上程 日程第16	提案理由説明 議案第49号	質疑	委員会付託（予算決算）	平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について	
上程 日程第17	提案理由説明 議案第50号	質疑	委員会付託（予算決算）	平成27年度松前町水道事業会計補正予算（第1号） について	
上程 日程第18	提案理由説明 議案第51号	質疑	委員会付託（予算決算）	汚水（準）北黒田堅田地区管渠工事請負契約の締結 について	
上程 日程第19	提案理由説明 議案第52号	質疑	討論	採決	松前町町民グラウンドホッケー場整備工事（その6）請負 契約の締結について
上程 日程第20	提案理由説明 研修報告	質疑	討論	採決	

午前9時30分 開会

○議長（三好勝利） ただいまから平成27年松前町議会第2回定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

9番松本一二美議員、10番澤田登代一議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（三好勝利） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月3日の議会運営委員会での協議の結果、本日から6月23日までの14日間と決定をしました。これに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの14日間と決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第3 町長あいさつ並びに諸般の報告

○議長（三好勝利） 日程第3、町長あいさつ並びに諸般の報告を行います。

白石勝也町長。

○町長（白石勝也） 議長の御指名によりまして御挨拶を申し上げます。

黄金色に輝いておりました裸麦の取り入れが終わった町内の田んぼでは、緑鮮やかな田植えのシーズンを迎えております。この植えられた苗が順調に育ち、実り多い秋となるように願っているところであります。

本日、平成27年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきありがとうございました。

4月の統一地方選挙では、人口減少対策を含む地域活性化や四国電力伊方原発の再稼働問題などを争点に愛媛県議会議員選挙が行われました。新しい県議会においては、厳しい地域間競争に勝ち抜くために、県と市町の連携をさらに深め、「チーム愛媛」で一丸となって総合力を発揮し、県民の期待に応えていただきたいと思います。

先月29日には、鹿児島県の口永良部島で爆発的な噴火が発生しました。現在も活発な火山活動が続いており、依然として厳重な警戒が必要となっております。予期せぬ自然の猛

威は、人々の平穏な暮らしを脅かし、大きな被害をもたらします。今回の噴火で被害を受けた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、こうした災害を踏まえ、自然災害への備えについて、今できることを着実に実施し、安全で安心なまちづくりを推進しなければならないという思いをより一層強くしているところでもあります。今年3日には、四国地方の梅雨入りが発表をされ、大雨等に十分警戒をしなければならない季節となりました。気象庁の予報によりますと、ことしの梅雨の雨量は平年並みということですが、いづれどこで発生するかわからない自然災害に備えるため、先月17日には消防団と自主防災組織が合同で水防訓練を行い、災害発生時における連携体制を確認したところでもあります。

また、本年4月から災害や防災に関する情報を町民の皆様に広くお知らせをするため、フェイスブックを利用した情報の発信を開始しました。松前町のホームページからもごらんいただけますので、ぜひ御活用ください。

それでは、平成27年第2回定例会の開会に当たり、上程をしております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

災害対策基本法の改正や愛媛県の地域防災計画の見直し等を受けて、本年3月31日付で松前町地域防災計画を改定いたしました。

今回の改定では、これまで策定していた風水害編、地震編に加え、新たに津波編と原子力災害対策編を設けました。今後は改定した地域防災計画に基づいて、資機材の整備や自主防災組織の育成・強化等に力を入れてまいります。

次に、地方創生について申し上げます。

まち・ひと・しごと創生法の施行により、現在全国の自治体では、豊かで明るく元気な地方の創生に向けた取り組みが進められております。本町におきましても、人口ビジョンや総合戦略の策定に当たり、組織全体が連携協力をして検討をしていくため、5月に松前町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、今年8日には第1回本部会議を開催いたしました。今後も引き続き本町の現状や課題を的確に捉え、実効性のある総合戦略の策定に向けて全職員が一丸となって取り組んでまいります。

次に、町制施行60周年について申し上げます。

昭和30年3月31日に、松前町・北伊予村・岡田村が合併し、現在の松前町としての町制が施行されて、ことしで60周年を迎えました。一年を通してさまざまな記念事業を計画しておりますが、去る4月21日には、特産品の裸麦をキャンパスに、約1ヘクタールの巨大アートを完成させ、本町の60周年を広くPRすることができました。

また、28日に開催をいたしました記念式典と講演会には、議員の皆様を初め、愛媛県知事ほか町内外から大勢の方々に御臨席をいただき、盛大に開催することができました。厚

く御礼を申し上げますとともに、心を新たにして松前町のさらなる飛躍と未来に向けたまちづくりを町民の皆さんと一緒に進めていきたいと思っております。

次に、国民体育大会について申し上げます。

平成29年の国体に向けて、愛顔をつなぐえひめ国体松前町実行委員会の第1回常任委員会を3月20日に、また第2回総会を5月29日にそれぞれ開催し、基本計画等を承認をいたしました。今後は、新たに設置された委員会で協議の準備・運営をスムーズに進めるための実施計画等を策定いたします。今後も実行委員会と連携しながら、町民総参加で国体を盛り上げていけるよう準備を進めてまいります。

また、町民グラウンドホッケー場の整備につきましては、昨年度から順次工事に着手しており、今年度末の完成を目指し、計画的に整備を進めています。

次に、国民健康保険税の税率改定について申し上げます。

平成27年度の国民健康保険特別会計につきましては、高齢化と医療の高度化に伴う保険給付費の増加及び療養給付費等交付金の減少などにより、平成26年度の繰越金を充当しても財源不足になることが見込まれております。そのため、医療費分及び後期高齢者支援金分についての税率を引き上げる必要があり、本定例会に条例の改正を提案しております。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件2件、専決処分の承認2件、条例案件4件、予算案件6件、その他議決を求めるもの2件の合わせて16件の議案を提案をしております。

各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思っております。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 町長あいさつ並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

**日程第4 報告第3号 平成26年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告について  
(上程、報告、質疑)**

○議長（三好勝利） 日程第4、報告第3号平成26年度松前町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の報告を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 報告第3号平成26年度松前町繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、久津那良幸財政課長と忽那俊幸上下水道課長にそれぞれ説明をさせます。

○議長（三好勝利） 久津那課長。

○財政課長（久津那良幸） それでは、報告第3号のうち一般会計分について補足して御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。

平成26年度の繰越明許費につきましては、26年度の補正予算において繰越限度額を決定していただきましたが、27年度への繰越額が確定しましたので御報告するものです。

なお、繰越計算書の金額欄は、補正予算で承認いただいた限度額です。

まず、2款1項総務管理費の地方版総合戦略策定事業につきましては、国の補正予算に伴い3月補正予算に計上したもので、年度内の完了が困難なことから、限度額と同額の879万2,000円を繰り越しました。

また、社会保障・税番号制度システム構築事業は、総合行政システムの改修作業を行う必要がありますが、国からの詳細なシステム情報のおくれにより、システム業者側の作業が年度内の完了が見込めなくなったため繰り越したもので、限度額と同額の941万8,000円となりました。

次に、3款2項児童福祉費の保育所耐震化事業については、二名保育所と白鶴保育所の耐震診断が完了しないため繰り越しをするもので、限度額と同額の635万5,000円を繰り越したものです。

また、保育備品購入と次の地域子育て支援センター備品購入は、国の補正予算に伴い3月補正予算に計上したもので、年度内の完了は困難なため繰り越したものです。

続いて、4款1項保健衛生費の母子健康教育備品購入についても、3月補正予算に計上した保健センターの備品の購入が完了しないため繰り越したものです。

次に、5款1項農業費の土地改良事業は、JR車両基地・貨物駅等周辺整備事業として実施している鶴吉水路改修工事について、愛媛県が実施しているJR車両基地造成事業との調整に日数を要し、年度内での完成が見込めないため2,175万円を繰り越したものです。

また、国土調査事業については、書類作成に当たり、国土交通省との協議の中で調査が必要となった業務の履行が年度内での完成が見込めなくなったため限度額と同額の1,009万8,000円を繰り越しました。

続いて、6款1項商工費のプレミアム商品券発行事業は、国の補正予算に伴い3月補正予算に計上したもので、年度内の完了は困難なため限度額と同額の4,070万円を繰り越したものです。

続きまして、7款2項道路橋梁費の橋梁長寿命化修繕事業は、河川の占用協議など関係機関との調整に日数を要し、年度内での完成が見込めないため繰り越したものです。

また、町道整備事業については、用地交渉における相続問題や家屋等の移転に係る補償

交渉などに時間を要し、年度内の完了が見込めないため2億909万5,000円を繰り越しました。

次に、3項河川費の早船・土川水門、排水機場改修事業では、現地調査並びに関係機関からの情報収集などに日数を要し、年度内の完了が見込めないため600万円が繰り越したものです。

続いて、5項都市計画費のダンダラ川左岸地区浸水対策事業は、愛媛県が実施している長尾谷川改修工事との調整に日数を要し、年度内の完了が見込めないため1,452万8,000円を繰り越しました。

次に、9款4項幼稚園費の幼稚園備品購入は、国の補正予算に伴い3月補正予算に計上したため、年度内の完了は困難なため限度額と同額を繰り越したものです。

続いて、6項保健体育費の国体施設整備事業は、ホッケー場整備に係る工事について、工事内容の変更が必要となったことから工期延長となり、1億3,019万8,000円を繰り越したものです。この結果、翌年度繰越額は、繰越限度額に比べ5,370万2,000円減の4億6,454万8,000円となりました。

以上で一般会計分の補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 忽那課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） 続きまして、公共下水道事業特別会計に係る部分について御報告いたします。

報告書の3ページをお願いします。

2款2項公共下水道建設費、金額2,857万8,000円、翌年度繰越額2,857万8,000円、内訳は北黒田美居地区管渠工事及び管渠工事に係る上水道管移設工事です。昨年度の繰越工事の完成までに多くの日数を要したことが原因で、本工事の着手が遅延したことにより繰り越したものです。

以上で報告を終わります。

○議長（三好勝利） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

報告第3号についてを終わります。

~~~~~

日程第5 報告第4号 平成26事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（三好勝利） 日程第5、報告第4号平成26事業年度松前町土地開発公社収支決算

の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 報告第4号平成26事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をするものです。

内容につきましては、久津那良幸財政課長に説明をさせます。

○議長（三好勝利）久津那財政課長。

○財政課長（久津那良幸） それでは、報告第4号について補足して御説明いたします。

別冊の松前町土地開発公社収支決算書の1ページをごらんください。

まず、1の概要ですが、平成26事業年度は、土地造成事業は行いませんでした。

次の2は、理事会の議決事項、続いて2ページになりますけれども、3の役員に関する事項、4は行政官庁認可事項で、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて、3ページからは、公社の決算状況です。

まず、収益的収入及び支出は、公社の事業活動に伴う収益と費用の関係になります。

平成26事業年度の収入では、1款事業外収益、1項受取利息の決算額は3,216円で、収入合計も同額です。

次に、支出の1款1項販売費及び一般管理費の決算額4万1,828円は、理事会及び監事会の開催経費です。

次の2款1項の予備費は支出がなく、支出合計は4万1,828円となりました。

次の4ページは、決算の収支明細書ですので、御参照願います。

続いて、5ページをごらんください。

これは26事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、1の事業収益と2の事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3の販売費及び一般管理費は4万1,828円で、同額が事業損失となります。

次に、4の事業外収益として受取利息が3,216円となりました。この結果、事業損失と事業外収益との差額3万8,612円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて、6ページをお願いいたします。

これは、事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状態を明らかにするものです。

まず、資産の部では、1の流動資産のうち現金及び預金が722万385円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,262万7,251円となっています。このうち開発中土地は、南黒田工業団地造成事業に係る支出額となっています。

次に、2の固定資産につきましては、長期性預金が500万円で、固定資産合計も同額です。この結果、資産合計は6,762万7,251円となりました。

続いて、負債の部では、事業資金として借り入れしている長期借入金5,262万5,000円が負債合計となります。

次に、資本の部ですが、1の資本金は、松前町からの出資金500万円が資本金合計となります。

次に、2の準備金は、前期繰越準備金から当期純損失を差し引いた1,000万2,251円となっています。この結果、資本合計は1,500万2,251円、また負債資本合計は6,762万7,251円となり、上の資産合計と一致します。

次の7ページは、当事業年度中におけるキャッシュフロー計算書です。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金については満期日が3カ月以内のものを対象としているため、貸借対照表の流動資産の現金及び預金の額とキャッシュフロー計算書の現金及び現金同等物期末残高とは異なっています。

このほか、8ページの財産目録は、公社が保有する全ての資産と負債を整理したもので、6ページの貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したものですので、御参照願います。

次に、9ページから12ページの附属明細票は、これまで御説明した決算書類の参考資料です。

最後の13ページには、決算審査意見書を添付しています。

なお、当決算につきましては、本年5月8日に土地開発公社理事会を開催し、決算認定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

報告第4号についてを終わります。

~~~~~

日程第6 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第6、議案第39号専決処分の承認を求めることについて松前町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案者の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたのに伴い、松前町税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決第1号平成27年3月31日専決。

松前町税条例等の一部を改正する条例。

内容につきましては、島田税務課長に説明させますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（三好勝利） 島田課長。

○税務課長（島田恵介） それでは、議案第39号専決第1号松前町税条例等の一部を改正する条例について補足して説明いたします。

参考資料、松前町税条例等の一部を改正する条例の参考資料で御説明いたします。

まず、1ページ目をお開きください。

1ページ目から5ページには、今回の改正の概要の主なものとして12項目を上げています。

まず、項番1の第2条第3号及び第4号から附則第8項第1号及び第9項第1号までの改正は、行政手続における特定の個人を認証するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度の関係で、個人番号や法人番号を記載するよう所要の規定の整備を行ったものです。

続きまして、項番2の第23条の改正は、法人市町村民税における恒久的施設に係る規定が、法人税法と同様に法律に規定が盛り込まれたことに伴い所要の規定を整備したものです。

次に、項番3の31条の改正は、法人市町村民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る部分について、法律が改正されたことに伴い所要の規定の整備を行ったものです。

続きまして、項番4の第33条の改正は、租税条約等の実施に伴う所得税における国外転出時課税の創設に伴い個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算例によらないものとされたことに伴い規定の整備を行ったものです。

続きまして、項番5の附則第7条の3の2の改正は、消費税率の10%への引き上げ時期が、平成27年10月から平成29年4月に変更されたことを受け、所得税の住宅ローン減税制度の期限が1年半延長されることにあわせ、個人住民税の適用期限についても延長するこ

とと所要の規定を整備したものです。

項番6の附則第9条、附則第9条の2につきましては、ふるさと納税ワンストップ特例制度が法律に規定されたことにより所要の規定を整備したものです。

(1)で確定申告をする必要のない給与所得者等は、ふるさと納税を行った場合に、各ふるさと納税の納付先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、ふるさと納税の特例について寄附金控除を受けることができることとしたものです。

(2)では、ふるさと納税の納付先団体は、納税者の寄附金控除に必要な情報を住所地の市町村に通知することとしています。

(3)本特例が適用される場合は、所得税の還付は発生せず、翌年度の個人住民税からの寄附金控除で税の軽減が受けられることとなります。

なお、5団体を超える地方団体へのふるさと納税を行う場合やふるさとの納税の有無にかかわらず確定申告を行う場合は、これまでと同様に確定申告が必要となります。

続きまして、項番7の附則第10条の2は、わがまち特例の創設に伴い割合を定める規定を整備したものです。

(1)の改正後の附則第10条の2第6項の規定は、都市再生特別措置法に基づき、認定事業が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置として、わがまち特例を導入した上で適用期限を2年間延長するものです。

(2)の改正後の附則第10条の2第7項と第8項の規定は、管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例について、わがまち特例を導入した上で適用期間を3年延長するものです。

(3)の附則第10条の2第12項の規定は、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上で適用期間を2年延長するものです。

続きまして、項番8の附則第11条から15条の改正は、固定資産税等の特例について、平成27年から平成29年までの間は、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとしたため所要の規定を整備したものです。

続いて、項番9の附則第16条の改正は、軽自動車税の税率のグリーン化特例について、法律が改正されたことにより規定を整備したものです。

(1)適用期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽四輪等で、排ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さいものについて税の軽減を行う特例措置を設けたものです。

(2)軽課年度は、平成28年度に限ります。

(3)対象車種及び軽課割合については、次の表を参考にしてください。

続いて、項番10の附則第16条の2の改正は、町たばこ税の税率の特例について、特例税

率の廃止にあわせて所要の規定を削除したものです。

(1)としまして、旧三級品の製造たばこに係る国及び地方たばこ税の特例を段階的に廃止するものとし、(2)改正は、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率の引き上げを実施するものです。引き上げ割合は、次のページの表を参考にしてください。

続きまして、項番11の平成26年度改正附則第1条、第4条の改正は、平成27年度分以降の軽自動車税について適用することとしていた原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期を1年間延長し、平成28年度分以降の年度分について適用することとした法律の改正により所要の規定を整備したものです。

続きまして、項番12の平成26年改正附則第6条の改正は、軽自動車税の税率のグリーン化特例が、附則第16条に新設されたことに伴い所要の規定を整備したものです。

6ページ以降は、改正内容を新旧対照表でお示ししておりますので、参考にしてください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第7、議案第40号専決処分の承認を求めることについて松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めものです。

専決第2号平成27年3月31日専決。

松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

内容につきましては、島田税務課長に説明させますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（三好勝利） 島田税務課長。

○税務課長（島田恵介） 議案第40号専決第2号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足して説明いたします。

参考資料、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で御説明いたします。

1ページをお開きください。

改正の概要を記載しております。

今回の改正は、項番1の(1)の課税限度額の引き上げと(2)の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更を行うこととしたものであります。

(1)では、アの基礎課税額を51万円から52万円に、イの後期高齢者支援金等課税額を16万円から17万円に、ウの介護納付金課税額を14万円から16万円にそれぞれ課税限度額を引き上げるものであります。

次に、(2)では、低所得者の保険税の軽減措置を拡大するため、アの5割軽減では、軽減基準額を24万5,000円から26万円に、イの2割軽減では、軽減基準額を45万円から47万円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、項番2では、この条例は平成27年4月1日の施行となります。

次に、項番3では、所得割の課税標準の算定方法について、所得税法の規定による計算によらないこととしたことに伴い規定の整備を行ったものです。

次の2ページでは、改正について表で示したものです。

左側が現行制度で、右側が改正後制度でございます。

また、3ページ以降は、改正内容を新旧対照表にしておりますので、参考にしてください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第41号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(上程、  
提案理由説明、質疑、委員会付託(文教厚生))

○議長(三好勝利) 日程第8、議案第41号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第41号について提案理由を申し上げます。

松前町国民健康保険事業の安定的な運営を図るために所要の改正を行うものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしく  
お願いいたします。

○議長(三好勝利) 高橋部長。

○保健福祉部長(高橋昌志) それでは、議案第41号について補足して説明いたします。

参考資料の1ページ、改正の概要をごらんください。

今回の改正は、国民健康保険税の医療分と後期高齢者支援金分について財源不足が見込まれることから、国民健康保険事業の安定的な運営を図るため税率を引き上げるものです。

1ページの表は、区分ごとの現行と改正案を比較したものです。

まず、医療分についてですが、所得割の率を7.6%から8.1%に、均等割額を2万400円から2万1,800円に、平等割額を1万9,200円から2万800円に改定しております。

次に、後期高齢者支援金分についてですが、所得割の率を3.4%から3.5%に、均等割額を9,800円から1万200円に、平等割額を8,800円から9,200円に改定しております。

なお、介護納付金分については、改定をしておりません。

次に、資料の4ページ、新旧対照表をごらんください。

第23条は、国民健康保険税の軽減額に関する規定となっており、第1号では7割軽減の額、5ページの第2号では5割軽減額、6ページの第3号では2割軽減について規定しており、先ほど説明いたしました医療分、後期高齢者支援金分の均等割額及び平等割額の改定に伴いそれぞれの軽減額を改定しております。

なお、この条例は公布の日から施行します。

また、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第42号 松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第9、議案第42号松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

児童福祉施設の最低基準の一部を改正する省令等により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い所要の改正をするものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第42号について補足して説明いたします。

このたびの改正は、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準のうち、乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、当分の間当該保育所に勤務する保健師または看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができるように改正されたことに伴い松前町の条例におきましても同様の改正を行うものです。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

1ページの第29条第3項では、小規模保育事業所A型について、勤務する職に准看護師を加えております。

また、2ページの第31条第3項では小規模保育事業所B型について、3ページの第44条第3項では保育所型事業所内保育事業所について、第47条第3項では小規模型事業所内保育事業所について、それぞれ准看護師を加える改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第42号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第43号 松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例

（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第10、議案第43号松前町母子家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第43号について提案理由を申し上げます。

愛媛県母子家庭医療費補助金交付要綱の一部改正に伴い助成対象となる者の範囲を父子家庭まで拡大するよう所要の改正をするものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） それでは、議案第43号について補足して説明をいたします。

今回の改正は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策法等の一部を改正する法律の施行による母子及び寡婦福祉法の改正などにより、愛媛県母子家庭医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、助成対象となる者を父子家庭へ拡大するものです。

参考資料の新旧対照表の1ページをごらんください。

まず、条例の題名を松前町ひとり親家庭医療費助成条例に改めます。

また、第1条にありますように、母子家庭という語句をひとり親家庭という語句に改めております。

3ページの第2条第6号をごらんください。

ここでも母子家庭をひとり親家庭に改め、ひとり親家庭の用語の定義として、同一世帯に属する配偶者のない女子または男子と、その者が扶養する児童との集まりをいうのように、男子を加えております。

さらに、少し戻りますが、2ページの改正後の第2条第3号では、この配偶者のない男子の定義を、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める者ということを加えております。

他の条文でも同様に、ひとり親家庭に改めたり男子を加えるなど、愛媛県母子家庭医療費補助金交付要綱の表現に改めております。

なお、この条例は平成27年7月1日から施行し、施行日以後の診療分から適用することとしております。

また、資料6ページの松前町乳幼児及び児童医療費助成条例の新旧対照表にありますように、第5条第2項中に今回改正する条例を引用している部分がありますので、新しい条例名に改めております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第43号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

日程第11 議案第44号 松前町介護保険条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)

○議長(三好勝利) 日程第11、議案第44号松前町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長(白石勝也) 議案第44号について提案理由を申し上げます。

介護保険法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

内容につきましては、高橋保健福祉部長に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長(三好勝利) 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長(高橋昌志) それでは、議案第44号について補足して説明をいたします。

参考資料の1ページをごらんください。

本改正は、介護保険法施行令の一部改正により、第1号被保険者、つまり65歳以上の方の平成27年度から29年度までの第6期保険料につきまして、低所得者の保険料の軽減強化を図るものです。

軽減の対象となるのは、第10段階まである所得段階のうち、一番所得の低い第1段階の保険料率について0.05を引き下げます。

対象となる方は、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方、2番目として、生活保護の受給者の方、3番目として、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方です。

改正前の保険料は、基準額6万3,600円に0.5を掛けた年額3万1,800円ですが、改正後の保険料は、基準額に0.05を下げた0.45を掛けた年額2万8,620円となります。

2ページは、新旧対照表となっておりますので、御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成27年度分の保険料から適用することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。  
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。  
採決を行います。

議案第44号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第45号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第13 議案第46号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第14 議案第47号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第15 議案第48号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第16 議案第49号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第50号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（三好勝利） 日程第12、議案第45号平成27年度松前町一般会計補正予算第1号について、日程第13、議案第46号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、日程第14、議案第47号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、日程第15、議案第48号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、日程第16、議案第49号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について及び日程第17、議案第50号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第1号についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第45号から議案第50号までについて一括して提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第45号平成27年度松前町一般会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3億8,242万8,000円を追加し、総額を96億3,859万9,000円とするものであります。

以下、補正予算の主要事項について説明をいたします。

まず、消防・防災の充実につきましては、防災行政無線による情報伝達をより確実にするために、自主防災組織に戸別受信機を配布いたします。

また、庁舎に太陽光パネルと蓄電池を設置して、災害時の非常用電源の確保を図ります。

上下水道の整備につきましては、大雨による浸水被害の軽減を図り、良好な生活環境を確保するため、ダンダラ川左岸地区の浸水対策並びに土川排水施設の工事を実施いたします。

子育て支援の充実につきましては、少子・高齢化や核家族化の進行など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、「家族の力、まちの力」をテーマに、「まさき町笑顔の種 花開くプロジェクト」を実施し、町全体で子育てを応援します。

スポーツの振興につきましては、平成29年の国体開催に向け、愛顔つなぐえひめ国体松前町実行委員会が行う各競技会場の設営に係る設計や啓発用チラシ等の作成に対し必要な経費を負担いたします。国体開催までの間、実行委員会と連携しながら、町民総参加で国体を盛り上げていけるよう準備を進めていきます。

文化芸術の振興につきましては、安全に施設を利用できるよう、松前総合文化センターの広域学習ホールの電気系統改修工事を行います。

農水産業の振興につきましては、地域における農業の担い手の確保・育成を図るため、農業生産組合に対し、機械購入に係る経費を支援いたします。

また、農業従事者の労力の軽減や経費の削減を図り、農業経営の安定に資するため、土

地改良事業を実施いたします。

さらに、J R車両基地・貨物駅の整備にあわせ、農業用水の安定確保や冠水による被害を防止するため、鶴吉水路の改修を行います。

道路交通網の充実につきましては、老朽化した橋梁の修繕費の増大に対応するため、橋梁長寿命化修繕事業を行います。

また、安全かつ快適に通行できるよう、一般町道の歩道整備工事を行い、歩行者の安全とスムーズな車の流れを確保してまいります。

幹線町道の整備につきましては、南海トラフ地震などの大災害に備え、避難路・緊急輸送路として町道西古泉筒井線の整備の進捗を図ります。

さらに、物流拠点であるJ R車両基地・貨物駅の整備にあわせ、周辺道路を整備することにより安全で快適なまちづくりを推進するため、町道東44号線の整備を行います。

住宅施策の推進につきましては、町営住宅等長寿命化計画に基づき、江川住宅の屋上防水工事及び平松住宅の外壁改修工事を行います。

コミュニティーの育成につきましては、地域行事に使用する備品の購入に対し助成を行い、地域住民の主体的なコミュニティー活動を支援いたします。

それ以外には、人事異動に伴います職員給与等の調整及び確定している不用額等の減額補正を行っております。

なお、一般会計6月補正予算の財源としましては、国県支出金等の特定財源が3億5,290万5,000円の増、その他一般財源が2,952万3,000円の増となっております。

議案第46号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ90万4,000円を減額し、総額を38億9,758万6,000円とするものであります。

議案第47号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ571万3,000円を追加し、総額を4億897万1,000円とするものであります。

議案第48号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定から歳入歳出それぞれ6,134万2,000円を減額し、総額を26億8,728万6,000円とするものであります。

議案第49号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,530万4,000円を追加し、総額を6億6,858万8,000円とするものであります。

議案第50号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算から収益的支出において491万2,000円を減額し、資本的支出において7万9,000円を減額し、職員給与費について499万1,000円を減額するものであります。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

議案第45号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第45号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第46号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託をしました。

議案第47号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第48号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第48号を所管の予算決算委員会へ付託することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第49号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第50号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第51号 汚水（準）北黒田堅田地区管渠工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第18、議案第51号汚水（準）北黒田堅田地区管渠工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第51号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、瀧本技監に説明をさせますので、御審議のほどをよろしくお願います。

○議長（三好勝利） 瀧本技監。

○財政課技監（瀧本精一） それでは、議案第51号について参考資料をもって補足説明をいたします。

資料の1ページをごらんください。

施工場所は伊予郡松前町大字北黒田、入札日は平成27年5月11日です。工期はこの契約議決をいただきました日を本契約日といたしまして、その翌日を着工日とし、完成日は平成28年2月29日の予定としております。契約の方法は一般競争入札で実施しました。入札参加業者は8社でございます。入札の結果、請負金額は5,562万円、請負業者は株式会社二神組松前営業所でございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

2ページの位置図をごらんください。

施工箇所ですが、北黒田郵便局の南になります。位置図で申し上げますと、赤色で示した部分でございます。工事の内容といたしましては、町道西87号線と町道西74号線の交差点から土川排水路沿いになりますが、町道西74号線に推進工法で内径250ミリの污水管を地下3メートルに、延長218メートル布設するものであります。

これで補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第51号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決をされました。

~~~~~

**日程第19 議案第52号 松前町町民グラウンドホッケー場整備工事（その6）請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（三好勝利） 日程第19、議案第52号松前町町民グラウンドホッケー場整備工事その6請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第52号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、瀧本技監に説明させますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 瀧本技監。

○財政課技監（瀧本精一） それでは、議案第52号について参考資料をもって補足説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

施工場所は伊予郡松前町大字鶴吉、入札日は平成27年5月11日です。工期はこの契約議決をいただきました日を本契約日といたしまして、その翌日を着工日とし、完成日は平成27年12月31日の予定としております。契約の方法は一般競争入札で実施しました。入札参加業者は10社でございます。入札の結果、請負金額は1億7,388万円、請負業者は株式会社二神組松前営業所でございます。

次に、工事の概要について御説明申し上げます。

2ページの平面図をごらんください。

今回、施工する箇所は、松前町町民グラウンドになります。お手元の平面図で示しておりますが、青色で着色しているところが人工芝のコートになります。

また、黄色で着色したところがゴムチップ舗装となり、ホッケーコート1面を整備するものであります。

工事の内容といたしましては、人工芝舗装工、面積6,388平方メートル、ゴムチップ舗装工、面積1,740平方メートル、人工芝ライン埋め込み工、延長460メートルを施工するものであります。完成後は平成29年えひめ国体でのホッケー競技少年男女の会場として使用を予定しております。

これで補足説明を終わります。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第52号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第20 研修報告

○議長(三好勝利) 日程第20、研修報告を行います。

総務産業建設常任委員長寺下武議員。

○総務産業建設常任委員長(寺下 武議員) 総務産業建設常任委員会の研修報告を行わせていただきます。

去る5月12、13日の日程で、岩手県の三陸鉄道株式会社において震災時における状況と岩手県大船渡市において防災対策と復興整備の視察研修を行いましたので、御報告いたします。

初めに、三陸鉄道株式会社は、NHKの連続テレビ小説の舞台になった会社であります。昭和59年に操業を開始し、岩手県の東海岸線沿いに北リアス線と南リアス線に分かれて運行し、地元の交通手段として活躍してきました。平成23年の東日本大震災の地震・津波で大きな被害が発生し、全線運転不能になりましたが、平成26年4月に全線復旧し、現在は地元の交通手段として頑張っています。今回は、震災学習列車として列車に乗り、南リアス線を走行しながら線路沿いの震災状況や現在の復興状況などを社員から説明を受けました。

震災当初は、乗務員や乗客に被害がなかったものの、津波で駅舎や高架線、路線の計317カ所が被害を受け、全線不通となりました。存続を危ぶむ声もありましたが、直ちに運転再開を決意し、震災5日後には、北リアス線の陸中野田久慈間を復旧させ、震災復興列車として無料で被災者を乗せて運転を行い、震災から復興に貢献してきました。我々が乗車した列車は、クウェートからの義援金によるものであり、世界中から温かい支援があったものと感じました。

また、復旧費用には約90億円がかかりましたが、大部分は公費によるものであります。研修途中、列車から下車し、議員一同で1分間の黙祷を行わせていただきました。

次に、大船渡市は、岩手県の南西部に位置し、人口約3万8,700人、世帯数約1万5,000世帯、面積は323平方キロメートルであります。岩手県陸中高田市や宮城県気仙沼市とともに三陸海岸南部の代表的な都市の一つであり、典型的なリアス式海岸を有する市でもあります。過去において、昭和8年に昭和津波、昭和35年にチリ地震津波、そして平成23年3月11日に東日本大震災で甚大な被害を受けました。震災当日は、3月議会の本議会中であり、直ちに休憩をとり、その後は本議会、委員会を開くことができませんでした。

しかし、予算などの採決が必要な議案については審議が必要であるため、3月議会最終日の3月22日に本会議を開会し、本会議において質疑を行い採決を行いました。議員には被災された方も多くいらっしゃいましたが、地元地区で地区単位の災害対策支部を運営したそうです。その経験上から議員としての役割分担を踏まえ、防災活動として自主防災運動を展開し、相互連絡、炊き出し等に参加したとのことでした。

復興整備においては、JR大船渡線を境に、海側で災害危険地区に指定された居住施設は建築制限がかかるため、商業施設の土地利用を計画しています。山側は、住居系の土地利用を基本として整備を計画しておりまして、防災・津波対策も含め、沿岸部には住居地域を設けないことが基本になっています。道路計画は、被災後も生活物資が搬入・搬出できるよう、南北幹線道路に幅員20メートル及び東西幹線道路に幅員15メートル道路や公園緑地、河川水路を計画中です。

防災対策については、防波堤、防潮堤として大船渡湾口防波堤を総延長736.4メートル、2016年完成予定で復旧を行っています。高台への住居移転は、370戸が移転予定であります。情報伝達手段の多様化では、コミュニティーFM局を開設し、FMラジオを利用した戸別受信機の配布等が行われています。防災倉庫の整備は、日本赤十字社の支援により、災害時に必要な物資等を保管する倉庫を配備しました。防災訓練の強化において市民参加のもと避難訓練を実施し、避難経路や避難場所の確認を行い、また各自主防災組織で炊き出しや防災訓練を実施しています。

今回の研修で、5月13日の早朝に東日本大震災の余震と見られる宮城県沖を震源としたマグニチュード6.8、最大震度5強を示した地震に遭遇いたしました。揺れがおさまるまで身動きができなかったことから、まず日ごろから訓練し、災害時には自然と体が動くようにしなければならぬと痛感いたしました。

研修で、3・11大震災の様子を大船渡市の議長、各議員から伺った内容が印象的で、顔が見える御近所から共助を行うことの大切さを感じました。その後、災害対策本部を立ち上げ、各地区からの情報収集、外部支援の調整、救援・救護、炊き出し等の割りつけを迅速に行い、ボランティアを含め災害活動に従事していただくことが最重要であると感じました。当町においても、ハードの整備も重要であります。もう少し小さな単位の自主防災組織で実践に近い防災訓練を繰り返し行い、有事のときに慌てないことが重要であると思いました。

最後に、視察研修を受け入れて対応していただいた関係各位に感謝を申し上げ、今回の研修報告といたします。

○議長（三好勝利） 総務産業建設常任委員長の研修報告を終わります。

文教厚生常任委員長加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 文教厚生常任委員会の研修報告を行わせていた

だきます。

去る5月20日、21日の日程で、福岡県須恵町において幼・保一体化保育についてと佐賀県みやき町においては地域子育て支援事業について視察研修を行いましたので、御報告いたします。

初めに、須恵町は、面積16.31平方キロメートル、人口は約2万7,000人で、政令指定都市福岡市の中心部から東南へ12キロの位置にあり、JR博多駅から車で25分、福岡空港から車で15分の福岡都市圏に属し、昔ながらの面影を残す自然豊かな町でありました。古来より農業を主産業にしていたましたが、明治中期から昭和30年代後半までは、石炭産業が隆盛をきわめ、国内唯一の国営炭鉱として発展してきました。

しかし、昭和39年エネルギー革命とともに石炭産業が幕を閉じると、2万人近くいた人口も1万2,000人まで激減し、商工業が衰退しました。最近では、道路、生活環境、公共施設の整備、住宅団地や工業団地の造成と企業誘致等を実施するとともに、福岡市のベッドタウンになっています。

幼・保一元化については、平成18年までは町立幼稚園3園、町立保育所3園、認可保育所1園を運営していました。昨今の社会構造の変化により、結婚し子育て女性の社会進出が顕著となり、幼稚園の定員割れ、逆に保育所における待機児童の激増が行財政に大きく影響を及ぼすようになってきました。幼稚園は定員を大きく割り込んだ中での3園体制、保育所は常に待機児童を抱えた状態でそれぞれの運営で、人的・財政的負担、職員の人件費の急増及び確保、また同じ町立の施設でありながら、保育・教育内容にばらつきが見られた。幼稚園児は、情緒的に安定している子が多く、保育所児は、基本的に生活能力が高い。このような中で、町立の施設として同じ保育・教育を提供できる環境設備の必要に迫られていました。平成12年より幼稚園・保育所一元化について、健康福祉課と教育委員会で実質的な研究調査に入り、後にゼロ歳から高校入学に係る奨学資金貸付制度までを一貫して取り扱う課として子ども教育課を誕生させました。そのことにより、町民は子育てに関する手続が一つの窓口ででき、情報の共有化が図られ、命令管理系統が一本化されたため、実務がスムーズになりました。

問題点は、担当管理職の管理範囲が拡大し、柔軟な対応が要求され、職員の窓口対応が煩雑化することでした。

町立の幼稚園、保育所でありながら、それぞれの保育・教育要領により子供たちの育ちに差異が生じており、小学校入学時の生活能力や情緒面でばらつきが生じ、幼稚園の仲間、保育所の仲間グループ化が生まれ、クラス運営に支障を来し、小学校3年ぐらいから健在化し、いじめの原因の一つと考えられることから、町立の両施設をばらばらに運営するのではなく、同じ生活環境の中で保育・教育をしたほうが、子供たちにとって有益であると判断し、県内初の公立幼稚園・保育所を一体化した認定こども園アザレア幼児園と

して平成19年4月に開設をしました。

園に入ると、広い運動場ではだしの子供たちが、幼・保一緒に元気に遊んでおり、先生のお話ですと、偏平足の子供は一人もいませんということでした。園内はきれいに整理整頓されており、園での送迎はしないため、広い駐車場を準備しておりました。

また、特徴の一つとして、論語の音読を毎日実施しているそうです。

須恵町には、ほかに2つの町立幼稚園と幼児園がありますが、各園の平準化と情報の共有化のため、総園長制をとっており、ゼロ歳から15歳まで個人記録ガイダンスを家庭に伝えているそうです。地域の方からは、須恵町は子育てしやすい町ですとの声もあり、またほとんどの子供が地元の幼児園に通っているそうです。

行財政改革から見た一元化は、時代のニーズに応えるべき保育所の機能を高めることと定員の拡大や弾力的な運用、保育時間の延長などが必要不可欠な要素となっています。

しかし、幼稚園と保育所の運営が及ぼす財政的負担が、町全体の行財政を圧迫してきています。このような中で人的資源の有効活用を行うことが、統一カリキュラムによる一元化された乳幼児保育教育の実践を考慮したときに、一元化がもたらす行財政効果は大きいと判断したそうであります。

次に、佐賀県みやき町は、面積51.92平方キロメートル、人口約2万5,000人、佐賀県東部に位置し、佐賀県の町の中では人口が最も多い町で、平成17年3つの町が合併し、県内初の平仮名名の市町村であります。町内には、7つの保育所と1つの認定保育園と4つの幼稚園があり、また3つの小学校と3つの中学校があります。

20年後のみやき町の人口は、近隣の市町村に比較して、現在より75%に減少する予測が出されました。人口減少と両親ともに働く家庭が急増しており、延長保育、放課後児童対策が直近の最大の課題として浮き彫りとなりました。原因は、土地利用、農振地域、民間の土地開発などの対応のおくれなどが上げられたそうです。

平成24年に人口減少を食いとめるべき専門部署をつくり、議会には特別委員会で研究・提案を出してもらい、評価委員で評価し、どれから取り組むかを検討し、急ピッチで実施することになりました。人口の減少を食いとめる策としては、定住推進政策と町内外を含め、若者の子育て支援事業の推進に努めたそうです。

まず初めに、土地有効利用から始め、300件あった空き家をA、B、C、Dの4ランクに分け、4ランクづけを行い、A、Bランクの空き家は登録してもらい、町が仲介し、定住の促進を図りましたが、なかなか貸したくない人も多く、思ったように進まなかったようです。C、Dランクの空き家は、国等の補助金制度を利用し、解体、土地の若者向け住宅への再利用促進を図りました。

また、公民連携を活用した「子育て支援のまち」を平成24年9月に宣言し、6つの項目の義務教育施設整備の事業、新婚・子育て支援住宅建設、子供医療費助成の充実、子供い

じめ体罰防止条例、放課後児童クラブの充実、児童館の建設を掲げ取り組んでいるそうです。

町の対策としては、土地活用制度を実施するため、民間の土地を町が買い上げ、民間の資金を利用したPFI方式を利用して、町営でありながら民間業者との30年間の賃貸契約を結び、セキュリティーも万全なシステム導入した若者向け5階建てマンションの建設を行ったそうです。このマンションの1階には、子育てコミュニティーホールを設置し、子育て支援に配慮したつくりになっていました。平成26年4月に完成したこのマンションは、24戸ありましたが、大好評ですぐに完売したそうです。現在も次のマンションを建設中でありました。

そのほか、子育てに関するところこい広場ほか4カ所の施設を見学させていただきました。

児童館のあるところは、広い駐車場を囲むように保育所、コミュニティーセンター、町民ホール、教育委員会、社会福祉協議会、町営老人ホームが同一敷地内にあり、それぞれの利便性を確保していました。

昨年4月にオープンしたこども未来センターに隣接して、放課後児童クラブ、保健センター、福祉課があり、相互に連絡をとりながら運営していました。こども未来センターは、月曜日から土曜日、朝9時から17時までを開館しており、利用者の99%が小さい子供連れのお母さん方であるそうです。

子育て支援センター等の利用状況を分析すると、町内の方が60%、町外の方が40%であります。町外の利用者にも好印象を持ってもらい、将来みやき町内に移住してもらえような方針で運営しているそうです。みやき町における子供支援政策で、人口の減少に近年歯どめがかかったと、末安みやき町長の説明の中に、町長の熱い思いが感じ取れました。

この2日の研修に当たりまして、委員各位におかれましては、質問等の事前準備を含めて終始熱心に研修していただき、実り多いものがあつたと思います。今回の研修を今後の議員活動に生かさせていただければ幸いです。

最後になりましたが、年度初めの多忙の中、私どもの研修を快く引き受けていただきました福岡県須恵町と佐賀県みやき町の皆様並びに各議会の皆様に心よりお礼を申し上げ、研修報告とします。

**○議長（三好勝利）** 文教厚生常任委員長の研修報告を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了をしました。

これにて散会をいたします。

午前11時3分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 松 本 一 二 美

松前町議会議員 澤 田 登 代 一



6月16日（第2号）

平成27年松前町議会第2回定例会会議録

平成27年6月16日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 8番 早瀬武臣   |
| 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 | 11番 岡井馨一郎 |
| 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  | 14番 木下淳   |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町長            | 白石勝也  |
| 副町長(総務)       | 中矢博史  |
| 副町長<br>(保・産)  | 岡本靖   |
| 教育長           | 本馬毅   |
| 総務部長          | 金子知芳  |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志  |
| 産業建設部長        | 升田年紀  |
| 教育委員会<br>事務局長 | 岡本明   |
| 財政課長          | 久津那良幸 |
| 財政課技監         | 瀧本精一  |
| 税務課長          | 島田恵介  |
| 国体準備室長        | 塩梅淳   |
| 福祉課長          | 大政哲志  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町民課長        | 西岡  きわ子   |
| 保険課長        | 久津那  延  幸 |
| 健康課長        | 山本  有  三  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙  三  |
| 産業課長        | 徳居  芳  之  |
| 上下水道課長      | 忽那  俊  幸  |
| 会計課長        | 松岡  芳  弘  |
| 学校教育課長      | 合田  光  隆  |
| 社会教育課長      | 富田      徹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |          |
|-------------|----------|
| 議会事務局長      | 大政  博  文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波  晴  樹 |

平成27年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

|      |               |         |    |
|------|---------------|---------|----|
|      | 平成27年6月16日(火) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名    |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)    |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（三好勝利） これから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

11番岡井馨一郎議員、12番伊賀上明治議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（三好勝利） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位のとおり行います。

6番藤岡緑議員。

○6番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました6番藤岡緑でございます。

初めに、通告書に従い質問いたしますので、順次よろしく願いいたします。

それでは、まず最初の質問から参ります。

台風シーズン到来の防災についてということで、台風シーズンを迎え、梅雨時期から夏にかけての大雨対策、防災についてお伺いいたします。

ことは、特に海面温度の上昇率も例年になく高く、エルニーニョ現象の影響もあり、台風が頻発すると言われていています。この6月の梅雨時期に入り、町としても集中豪雨や河川の氾濫などが心配されますが、懸念される事象に対して万全の準備ができていますでしょうか。

先日の自主防災会と消防団との合同の水防訓練に参加させてもらって、非常時のロープワークの技術指導や土のうづくりなど、実践的な体験もできました。ただ、ロープワークなどは何度もやっておかないとすぐ忘れそうだし、もっと多くの人がかかわって訓練できると裾野も広がるように思いました。防災意識を高めていく試みがこれからますます必要でしょう。

また、防災情報についても、リアルタイムに町と住民とのやりとりができるようになったのでしょうか。町のホームページに危機管理系のフェイスブックも公開されていますが、住民からの、例えば洪水で危険になりそうな現場の写真などが投稿されたり、それをシェアして住民に伝えたりなど、双方からの情報交換までできているのでしょうか。事前登録されている者からの情報のみをアップして、報道などに備えているのでしょうか。いずれにしても、住民が早目早目の準備をして、大きな被害や犠牲が出ないようにするた

め、この時期の町の防災、減災対策を伺います。

2つ目の質問です。

危険空き家について、国の特別措置法の施行により、町の施策も踏まえ、今後の方針をお伺いします。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観などで地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている実態が全国に広がっていて、その戸数が820万戸にも及んでいるとの総務省の発表がありました。そして、平成26年11月末に空き家等対策に関する特別措置法が成立し、公布されました。松前町は既に町独自の危険な空き家について条例を作成し、除去事業を開始していますが、今回の国の法律施行によりどのように対応していくのかをお聞きしたいと思います。

この特措法によると、立入調査によって特定空き家に指定されると、空き家の所有者は固定資産税の減免措置から除外される措置がとられることになったので、早急に対応しなければ経済的な負担や行政による強制的な措置を受けることが現実化してきます。そのあたりを町としてどう指導して、スムーズな問題解決につなげていかれるのかお伺いします。

また、危険な特定空き家対策だけでなく、今後はまだ使える利用価値のある空き家の有効活用についても考えていくべきではないでしょうか。空き家データベースを整備して、空き家バンク登録制などで賃貸借契約、古民家利用やひいては定住化促進へつなげる施策へと具体化していく先進事例もあります。町の今後の幅広い空き家対策についての考えをお聞きしたいと思います。

最後の質問になりますが、子育て世代と子供を取り巻く環境に対しての重点施策についてお伺いします。

少子・高齢化が加速度的に進み、家族形態の変化、就労スタイルの多様化、その上地域コミュニティが希薄化していく中で、将来を担う子供や子育ての環境が大きく変化して、その対策が各自治体においてもまちづくり計画の大きな柱となっているのは誰もが認めるところであります。そのため、町の将来像を考えたとき、その数値目標や財政計画なども修正していかざるを得ない部分もあります。

国からも中・長期的な人口ビジョンのもと地方創生を掲げ、この問題に重点的施策を打ち出すような積極的な働きかけがなされています。その具体的な動きとして、子ども・子育て関連3法の成立後、各自治体においても子ども・子育て支援法に基づく、5年をひとくくりとする子ども・子育て支援事業計画の策定が求められ、松前町もようやく平成27年から31年にかけての支援事業計画ができましたようで、早速中身を読ませていただき、絵の中の餅にならないようにしっかりと実践していただければと思いました。

先人たちが作り上げた町を、今私たちが受け継ぎ次の世代に渡していくとき、今の子

供たちを育てている世代とその子供たち、これから生まれてくる子供たちに、住みやすい、育てやすい、自分のふるさとをすてきだなどと思えるものを残す環境が整っているのか考えていきたいと思えます。少なくとも、子供が安心して育てられる町にしたい、子供自身の将来が生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう、特に貧困、虐待など負の連鎖にならないように町が、地域がしっかりサポートできるような体制づくりが必要になってくるでしょう。まだまだ課題も多くあります。できることから着実にいき、またその中から問題点を見つけ、より今のニーズに近づけていくか期待をしておりますが、まずは、この計画実行に当たっての町の考え、意気込みをお伺いしたいと思います。

また、先日研修で訪問した2つの町においては、基本子供を中心とした子育て支援課などを設け、徹底した子供を取り巻く環境、健康、住宅など、施策を充実させる機関運営を行っていたのには驚きました。子育て支援という視点から捉えた今後の取り組みについて、町の考えをお伺いします。

以上3点、最初の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（三好勝利）** 理事者の答弁を求めます。

中矢副町長。

**○副町長（中矢博史）** 台風シーズンの防災についてお答えをいたします。

6月3日に四国地方が梅雨入りをし、これから秋の台風シーズンまで風水害に備えなければなりません。松前町は、集中豪雨や台風による浸水被害が発生しやすい地形です。そのため、長尾谷川最下流にある夫婦水門の内水側と海側、そして義農遊水池の3カ所に水位計を設置し、カメラによる映像と合わせリアルタイムで現場状況がわかるようにするとともに、気象庁等の発表するデータが速やかに収集できるようにしております。

これらの情報に基づいて、状況に応じた配備体制をとることとしており、昨年度からは早目早目に職員を動員する水防準備態勢を導入して、対策が後手に回らない活動体制を整えております。

消防団と自主防災組織による合同水防工法訓練は、水防時に消防団員と地域住民が連携、協力して迅速で適切な活動ができるように毎年梅雨入り前に実施しており、今後も続けていきたいと考えております。

災害情報の伝達については、防災行政無線や広報車で呼びかけるほか、携帯電話やスマートフォンに緊急速報メールを配信したり、テレビやラジオ、インターネットに本町の災害情報を一括配信する災害情報共有システム、いわゆるLアラートを活用するなどさまざまな伝達手段を使って、迅速で確実に住民の皆さんに情報が提供できるようにしております。

防災意識の啓発につきましては、広報まさきや自主防災組織での訓練、講座などを通じて行っておりますが、本年4月からは新たに危機管理情報のフェイスブックの運用を始め

ました。今後、このフェイスブックを通じて、平常時には防災や減災に役立つ情報の提供を行い、災害時には情報の収集や発信の手段として活用したいと考えております。

フェイスブックの開設については、広報まさきでお知らせしたところですが、今後住民の皆さんの防災意識がさらに高まるようなページづくりに努めてまいりたいと考えております。

他の質問につきましては、それぞれ担当部長よりお答えをいたします。

**○議長（三好勝利）** 升田産業建設部長。

**○産業建設部長（升田年紀）** それでは、空き家対策についてお答えをいたします。

空き家対策につきましては、松前町では平成20年度から全国に先駆けて、人口が集中している地区の空き家を撤去する方に対して補助金を交付するとともに、これに加えて平成23年度から新立、本村地区を対象に敷地を松前町に寄附することを条件に町が空き家を撤去しております。

本年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、空き家がある市町村が対策計画を定め、所有者等に対し適正な管理を求めるとともに、保安上危険となるおそれや衛生上有害となるおそれのある空き家については、撤去を行うよう町が指導、勧告、命令したり、それでも撤去しない場合は、行政代執行したりすることができることとされました。

しかしながら、松前町においてはこの法律ができる前から既に所有者と協議して空き家の撤去を行っていることから、今後も引き続きこれまでどおり空き家の撤去を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家バンク登録制につきましては、利用が可能な空き家については、本町も入っているえひめ移住交流促進協議会が取り組んでいる、えひめ空き家情報バンクの活用なども必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（三好勝利）** 高橋保健福祉部長。

**○保健福祉部長（高橋昌志）** それでは、子育て支援でまちづくりについてお答えいたします。

近年、少子・高齢化の急速な進行に伴い、就労環境の変化を初め地域社会の活力の低下、結婚や子供を産み育てることに対する意識の変化など、子供や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援することが求められていると認識しております。

このため、松前町では平成17年3月に輝きやすらぐ松前・子ども家庭応援プラン、いわゆる次世代育成支援行動計画を策定し、家庭と地域、企業や行政が一体となって子供の視点に立った施策の充実に取り組んできました。

本年3月には、今年度からスタートした新たな子ども・子育て支援制度に沿って、松前町子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。松前町ではこの計画に基づき、乳児保育の受け入れをふやしたり、保育時間を従来の10時間30分から11時間に延長したり、放課後児童クラブの受け入れも現在の小学校3年生までから6年生までに拡大するなど、支援の量をふやしていくとともに、延長保育や土曜保育、利用者支援専門員が相談・助言を行う利用者支援事業などの保育サービスの充実、さらには教育、保育現場での専門性の向上を図るための研修を実施するようにしております。

こうしたことにより、子供と家庭、地域や社会が笑顔あふれる町となるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） それぞれの質問に対してお答えをいただいたんですけども、再度ちょっと深めていきたいところの再質問をさせていただきます。

まず、最初の防災に関することなんですが、時節柄非常にきめ細やかな計画とか、それからまたいろいろな自主防との、消防団との水防訓練を毎年これからも続けていくとか、それからまた広報に関しても、スマホメール、Lアラートとか非常にきめ細やかな伝達方法でやっていかれてるということはよくわかりました。この4月からフェイスブックもそれに付加されまして、またさらにより幅広い情報の入手をされるような形、あるいは伝達をされるようなやり方になってきたと思うんですが、私自身実際にこのフェイスブックに投稿させていただきました。それは一応公開はされてなかったようなんですが、フェイスブック関連で今後の活用に関して、セキュリティーについてもあると思うんですけども、多分通常時と緊急時とで使い分けをされているのではないかと思うんですが、そのあたりもう少し詳しく説明をしていただければと思ひまして、再質問させていただきます。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） フェイスブックの活用の件であります、これは先般、4月から運用を開始したところでございます。そういった点で試行錯誤をしながら進めておる状況であります。先ほども申し上げましたが、平常時におきましては住民の皆さんが防災や減災、そういったものに役立つ情報、そういったものを提供してまいりたい。また、災害時には情報の収集、あわせてこちらからの非常情報の発信をしたいと、そのように思っております。

そういったことで、非常時の避難勧告あるいは避難指示につきましては、先ほどありましたように、本庁に備えております防災行政無線あるいは広報車で呼びかけるというのが非常に大事になっておりますので、そうした情報に係るツール、備えておるものを全て生かしまして、情報が全て住民の皆さん方に届くようにしてまいりたいと思ひます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） ですから、町から発信する分についてはきめ細かく発信されて伝達されると思うんですけど、フェイスブックの場合こちらの、例えば自分の家の近くで側溝が洪水状態になりそうだとか、そういう状況を非常時に自分のほうで写メを撮って、そちらへフェイスブックでこういうところがありますよ、危険ですよということを実際に緊急にそちらに発信する。そしたらそれが、町でわかって間違いないということでシェアして周りの人が気をつけようとかというような形をとるとかというような双方向ですね、そういうような発信方法というか、今後の展開として多分ガイドライン的なものが要ると思うんですが、そのあたりちょっとお聞きしたいなと思ったんですが。

○議長（三好勝利） 中矢副町長。

○副町長（中矢博史） 先ほども申し上げましたが、非常の場合は町の職員がそれぞれの配備体制に従って職員の動員計画を立て、それにふさわしい体制でやっております。また、役場の職員だけで足りない場合は、地域の消防団の皆さんにも出ていただいて、お互い協力しながらやっていくと。その中で、フェイスブック等を通じて入った情報につきましては、役場の中で逐一その情報を見させていただいて、また関係する消防団あるいは役場の中で、またそれが非常体制できちんととれるように、そういうようなことで今後やっていきたいと思えます。

なお、先ほども言いましたように、4月から始まったところでございますので、十分研究して役立つようにしてまいりたいと思えます。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） せっかくつくったツールでございますので、ぜひそれを有効利用できるような、またそれに対するガイドラインなんかもまた課のほうでつくっていただきまして、より有機的に使っていただけるようなものにしていただければと思えます。4月からですから、今後期待したいと思います。

それから、2つ目の質問の空き家対策のことなんですけれども、松前町は全国に先駆けて敷地を提供条件として、地域限定ではありますけれども所有者と協議しながら、危険な空き家については町のほうで補助金を出したりという形をとって、なるべく制御をしていくという方向性、それははっきりといい形ではないかなというふうに思うんですが、これ今地域を限定して密集化したところということなんですけど、最近私いろんなところで、特定になるかどうかわからないんですけども、明らかに外から見て、限定した地域ではないところも私の近くのところとかいろんなところで、加速度的に草がいっぱい生えてきたりとか、明らかに人が住んでいないとか、多分管理はされてると思うんですけど、そういった家がふえつつあるような気配を感じます。こういったところのあたりを、今は地域限定で所有者と協議しながらされてると思うんですが、今後についてそういったところをど

ういうふうにするのか。この前私たちが先進事例でちょっと行きましたところなんかでは、A、B、C、Dランクをつけて、そしてC、Dとだったところに、そういったところになるものについては非常に積極的に、周り周辺環境等のいろんな問題をはらみそうなどころについては積極的に動いているような事例を視察させていただきました。その点、今は地域限定なんですけど、これからどんどんそういったところはふえていくんですけど今後についてそういったところ、これは特定か特定空き家になるのかどうかというあたりを町としてどう捉えていくか、あるいはその所有者に対してどう指導していくとか、そういったあたりをどのようにお考えなのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三好勝利） 升田産業建設部長。

○産業建設部長（升田年紀） 松前町全域を対象としました空き家対策につきましては、どうしても町内にどの程度の空き家があるか、まず確認する必要があると考えております。このため、全町でどの地区にどういった空き家があるのか、そういった部分を調査した上で全町的にどういった対策がとれるのか、そういった面について検討していきたいと考えております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 一定の調査期間ということなんでしょうけれども、その調査期間が余り長くなると、今度またさらにふえていくという、イタチごっこになっていくような、本当に加速度的に空き家がふえていっているという状況であるということも、私はそういうふうに危機感を感じております。ですから、調査されるのでしたら早く調査をして一定これはというようなところが、特定空き家になりそうだなというようなところがあれば、早目早目の空き家対策を考えていかれたほうがいいのかというふうに思います。

さらに、質問の中にありましたように、その特定空き家になる前の状況、また空き家ではあるんですけど明らかにまだ使えそうとか、いろんな空き家としてそのまま放置したらもうどんどん特定空き家になっていくだろうけれども、人がちょっと手を加えたりリフォームしたりとかして、何かそういったものを利用したい人に、またそういったニーズに対応してそういう家を壊さずにまた使っていく、そしてさらに周りの人にとっても利用できる、そういう場にできないかどうかということで、先ほどのみやき町の研修先なんかではA、B、C、Dの、そのA、Bのランクになったところなんかは古民家利用とか、あるいは賃貸借の契約に行ったりとかということで、非常に壊さずして利用させていくという、そういう方式にして、そういうためには実際にその調査がもとにはなるんですけども、そこから空き家バンクということで、双方から要るものと、何とかしたいという側とのマッチングをさせる、そういう状況を非常にうまく展開されていたようなんですけど、今先ほどの話では、県のデータベースを使って考えていかれると思ってるという御答弁があ

ったんですけれども、さらに私は松前町独自でもその調査に引き続き、そういうランクづけとかそういったことも今後考えることができるんじゃないかというふうに思うんですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（三好勝利） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 空き家バンクの関係につきまして、私のほうからお答えをいたします。

えひめ移住交流促進協議会での取り組みという御答弁をさせていただきましたが、この中でえひめ空き家情報バンクという取り組みがございます。松前町としましては、現在のところは町外からの移住と、こういった空き家バンクに対する移住というようなことにつきましては積極的に取り組んでいない状況にはございます。松前町の現状としましては、空き家バンクへの登録物件は不動産業界からの物件が登録されておるという状況でございます。自治体によりましては、市、町で取り組んでおるところもございますが、松前町の現状としてはそういう状況でございます。今後の取り組み、町としての取り組みについては今後検討課題というふうに考えております。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 今の現状がそういう状態であるということはわかりました。私としては、これからどんどんふえていくし、できればただ壊していただくという、平地にしていくというだけの方向性だけじゃなくて、県のデータを使うあるいは今後は、今課題だとおっしゃいましたが、町としてもそういったものを積極的に考えていく方策、そういった方向性を私は期待したいと思っております。

そして、3番目の子育て支援の件なんですけれども、私自身この質問しました中身は、この時代背景とか子育て支援をするバックが随分と、時代と就労スタイルとかコミュニティーの崩壊なんかにもつながってはいるんですけれども、それぞれが子育てをしているお母さん、お父さん方が、非常に町に住んでいて子供たちを育てていく上で、少ない子供をどう生かして、そういう環境とかも含めて子育てをうまくしていくことができるのかということで、随分悩まれている、一人でそういった問題を抱えておられる子供さんたちを持っておられる方、あるいは御家庭、そういったものもよく耳にいたします。松前町は非常に県内でも進んでいろんな形で子育て支援をされているとは思いますが、非常に少ない子供たちをいかに町としてまた地域としてどう支えていくかということに鑑みたときに、今の、今回出ましたこちらの松前町子ども・子育て支援事業計画というしっかりとしたアンケートをもとにした、しっかりとした町としての計画が出てくることについては非常に期待もいたしておりますし、これが実現していったら、平成31年にさらに松前町が県内でもトップクラスの子育て支援のまちであるというふうになってほしいなという事は思っております。

ただ、その中で一つのやり方というか考え方の一つとして、私今回質問されたのは、基本子供を中心とした考え方で、窓口を今の場合は子育て支援というのは福祉、そして教育というふうに、ちゃんと課を分けてされてるんですけど、子供というものを基本にして考えたときは、教育も子育て支援もゼロ歳から、その前から、いうたら高校生までずっと一本化してるんじゃないかなど。そろそろ子供を中心とした課の考え方というんですかね、そういう考え方もできないだろうかということもちょっと含めて質問をさせていただいたんですけども、ちょっと十分に私のほうの考え方が伝わらなかった部分もあるんですけども、これはまた形を変えて、また質問させていただこうかなと思うんですけども、その中で今度はちょっと具体的な話として少し出させていただきましたので、それに関連して質問したいと思うんですけども、ちょっと学童保育なんかについても絡んで支援事業のことについて少しお答えがありましたので、その点についてなんですけれども。

今、最近の新聞報道でそういった問題が取り上げられまして、県内でも204人の方が学童保育が利用できないというようなことで大きく出ておりましたけれども、松前町は現在3校小学校があって学童保育もあるようなんですが、今部長のほうからお答えもあつたんですが、小学校3年生までの保護者のニーズが6年生まで広げてほしいというような声が十分あるんですけども、ただそのキャパの問題とかいろんな支援の先生の問題とかいろいろあると思うんですけども、この方向性なんですけど、この課題がこの本にも載ってたんですけども、3年生から6年生に広げた場合、考えられる課題というか、クリアしなければいけない問題とか、あるいはこのあたりまではこれぐらいでできそうだとか、あるいは女性の起業率が高くなって時間の延長で19時以降も見てほしいとかというような声も上がってきているこの中で、学童保育全体に対して今後どのように、そういう中身、いろいろな課題が出てきてると思うんですが、対応していくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（三好勝利） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） 放課後児童クラブにつきましては、先ほどお答えしましたように3年生から6年生にこの計画で受け入れ態勢を整備するように考えております。現在、北伊予小学校の整備について設計をしておりますので、まずは北伊予小学校で6年生まで、その施設ができれば受け入れできるようになるかと思います。

あと、それぞれ松前小学校、岡田小学校につきましても今後整備をして、全て5年以内には受け入れできるように考えていきたいと思います。

また、時間の延長につきましても、また皆さんに需要とか希望とかを聞きながらその都度考えていきたいと思います。

○議長（三好勝利） 藤岡議員。

○6番（藤岡 緑議員） 先ほども申しましたように、これには時間はかかると思うんで

すけれども、北伊予小学校から最初にということで、松前小、岡田小学校なんかもできる限り5年以内のこの事業計画が出てる中で、何とかそこを支援できるようになればなというふうに期待いたしております。

また、時間の延長についてはそれぞれのニーズについてアンケート等されて、実態を把握してからそれぞれのところでやっていくというお答えをいただきましたので、それはもう早速始めていただきたいなど。実態がどうなのかということ、そのニーズに合わせてまた保護者のほうから、あれはどうなってるんだとかこうなってるのかということについての質問もあると思いますので、随時またその内容がわかりましたら、広報していただいたらなというふうに考えております。

それでは、以上、私のほうからの質問を終わらせていただきます。

○議長（三好勝利） 6番藤岡緑議員の一般質問を終わります。

9番松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） 9番、公明党の松本一二美でございます。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

初めに、浄水場について質問いたします。

異常気象の影響でしょうか、災害が頻繁に起こっています。災害対策に力を入れることは重要であり、喫緊の課題でもあります。水は、命をつなぐ上で空気とともに欠かせません。いつでもどこでも安全でおいしい水が飲めることがどれほど幸せなことかを、災害時の体験を通して考えさせられるところでもあります。当町では、安心して利用できる水道施設の防災対策を整備しています。恵久美浄水場は平成18年度に、北伊予浄水場は昨年度新設し、運転を開始したところでもあります。この施設整備で岡田、北伊予地区の給水が安全に確保されています。

心配するのは、西古泉水源地です。西古泉水源地は、昭和40年代に建設され既に50年が経過しようとしています。西古泉水源地は、松前町の半数近くの住民が生活する松前地区に水道を送っている大事な水源地です。南海トラフを震源とする災害の発生確率が30年以内に70%と、大災害が危惧される現状となっています。災害時においては、水の確保は最重要であります。西古泉水源地の現状は、待ったなしです。重要なこの施設の整備計画がどのようになっているのか、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、学校教育格差について質問いたします。

松前町は、教育の町宣言をしてから50年になります。昭和39年3月19日の宣言書には、ここに我々町民は一体となり、相構えて教育の町たるを宣言し、行政施策の基本を教育に置き、総力を結集して大松前町建設の理想の実現と責務の遂行に邁進することを誓うとあります。具体的に何をもって教育の町というのでしょうか。

以前、情操教育の観点から、子供たちがじかに本物の芸術文化に触れることの必要性を

提案しました。現在、坊っちゃん劇場での観劇が恒例となっていることは、提案者としてうれしい限りです。子供たちが率先して実施している挨拶運動や各種大会での好成績は、対外的には誇れることでありますし、教育の一環の成果と言えます。

しかし、学校教育現場の設備格差をどのように考えておられますか。子供たちの努力だけではかなえられないこともあります。例えば、授業で使用するテレビはSNSにつなげようとしても使用不可能な状況であり、古過ぎて役に立たない状態で撤去したと聞いています。PTAや保護者からの要望もあり、この問題は前回議会でも質問いたしました。理事者からは、現場の声を聞き対応するとの答弁でありました。予算も伴いますが、保護者の不安を一掃することが大事と考えます。

教育の町を宣言する松前町の全ての子供たちが、心豊かに育つことが希望であります。行政と教育現場の意思の疎通も大事です。そこで、教育現場の要望をどのように考え、どう対応するのか、要望に対する年度計画を含めた町の対応についてお伺いいたします。

3番目として、保育所統廃合、建設の現状について質問いたします。

東日本大震災の教訓もあり、公共施設の耐震化は順次進んでいます。当町においても、小・中学校の耐震化対策、老朽化した橋の補強工事など順調に実施しています。しかし、保育所統廃合の計画においては二転三転状態です。松前、宗意原保育所統廃合の建設及び運営は、理事者説明で民間委託から一転、町主導でしていくと理解しています。行き詰まり後、方向転換したのでしょうか。統廃合計画を示してから、年数が経過している現状をどのようにお考えでしょうか。老朽化は待ったなし、災害も待ったなしです。同じく現在、耐震診断中の白鶴、二名保育所は、耐震診断後の結果を受けた後はどのような計画をしているのでしょうか、お伺いをいたします。

保育所は、子供の命を預かっている重要な施設です。子供を預ける保護者に対しても、安心・安全のためにいつときも早い段取りは必需です。保育所の統廃合及び建設の現状と、今後の計画見通しをお伺いいたします。

質問の4番目として、選挙制度について3点質問いたします。

1点目は、18歳選挙制度についてです。

18歳選挙権法案は、今国会で審議されているさなかであり、法案が成立すれば来年夏の参院選から適用されることになります。公明党は、若い世代の政治参加を進めるため日本でも18歳選挙権を実施すべきと訴え、一貫して18歳選挙権実現に取り組んできました。児童福祉法の児童は、18歳未満です。労働基準法は、18歳以上を実質的な成人と扱っています。既に働き、納税の義務を果たしている人が18歳の3割を占めており、18歳選挙権は納税者の当然の権利でもあります。

18歳からの選挙権実施で一番大きい利点は、若者の意見や考えが政治に反映されることだと思います。また、若い世代が主体的に自覚を持ち、政治に参加することは、我が国に

とっても重要であると考えます。ただ、20代の投票率は平均を大きく下回っており、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられても同様の傾向が懸念されるところであります。18歳選挙権制度を受けて、今後早急に国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、行動する主権者としての素養を身につける教育の充実が重要と考えます。政治的中立性を確保しながら、学校でどのように政治に関する教育を行っていくのか、教育現場での政治教育の必要性についての所見をお伺いいたします。

選挙制度の2点目として、主権者教育について質問をいたします。

選挙年齢が18歳以上になっても、政治的関心がすぐに高くなったりするとは考えにくいことから、政治に関心を持ち、国や地域の問題を主体的に考え、行動するようになる主権者教育が求められます。主権者教育とは、選挙教育や政治教育だけを指すものではありません。主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うという教育基本法にのっとり、公共の精神をいかに育てるかが主権者教育の最大の眼目です。

イギリスでは、11歳から中等教育の中で独立した教科として政治教育を行う、シチズンシップを必修化していますし、アメリカでは時事問題に関する教育が重要視され、実際の選挙に合わせた模擬投票が行われています。こうした例を踏まえて、日本でも学校現場でいかに政治的中立性を保ちながら主権者教育を行っていくか模索し、実施しているところもあります。

当町では、政治教育の一環として、子ども議会の開催は過去にありましたが、主権者教育の具体例としては模擬投票などの実施も効果的と考えます。町の主権者教育への見解をお伺いいたします。また、選挙権年齢を18歳以上に引き上げる意義を町民に説明する必要があると考えます。町民への広報、啓発はどのように考えているのか、町の見解をあわせてお伺いいたします。

選挙制度の質問3点目として、以前にも質問いたしましたが、町民から要望の多い投票入場券の裏に宣誓書記入欄の取り組みについてお伺いいたします。

投票入場券の裏に宣誓書記入欄の取り組みは、特に高齢者の方の生の声として、緊張感で困ったから改革をしてほしいとの要望が多いのです。事前にホームページから取り出して持参できるとの町の説明に対しても、パソコンを使えない、ほかのところはできていることが何でできないのかと苦情が多いのが実情であります。町民の再度要望もあり、改めて町の見解をお伺いいたします。

最後に、女性が輝く社会について質問をいたします。

本年度、初めて当町で女性課長が誕生しました。国は全ての女性が輝く社会づくりを推進しています。女性が社会で働きやすい環境づくりに力を入れており、女性の国家公務員採用をより一層拡大するとともに、積極的な登用を推進しています。男女問わず職員が働きやすい職場を目指して環境整備を推進していくと定義づけをしています。

当町においても、女性課長誕生はその一步前進と喜んでいきます。今後も、女性がみずから輝き、特性を生かした活躍を期待するところであります。女性が輝く社会とは、男女ともに当たり前働ける環境づくりであり、そのためには制度を整えるだけではなく、働き方、考え方を変える必要があると考えます。女性が活躍できること、やりがいを感じることもできることといった質的な面での議論や支援も必要と考えます。そこで、町として女性が社会で働きやすい環境づくりについての見解をお伺いいたします。

今後数年で多くの部課長の方々が定年を迎えられると聞いております。そのことを踏まえて、今後の部課長などへの女性の登用についてあわせて見解をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（三好勝利） 理事者の答弁を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 松本議員の質問にお答えをいたします。

女性が輝く社会をということで御質問がございましたけれども、何といたっても女性が社会で働きやすい環境をつくるのが一番大事でありまして、そのためには仕事と家庭が両立できるような、そういう環境を整えることが大事だろうというふうに基本的には考えます。

松前町では、ことし第2次男女共同参画計画・まさきを策定し、女性も男性も自分らしく輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくりを目指しております。そういった中で、女性団体が中心になって男女共同参画社会の実現を目指し、いろいろな講演会とか学習会、そういったことも開催をしております。今後とも、より多くの女性が就業継続や、あるいはキャリアアップできるように積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、松前町では男女共同参画社会の形成を促進するためにも、女性職員の管理職への登用を進めておりまして、現在課長補佐級以上の職員の中で女性の占める割合は5分の1を超えております。そして、意欲のある職員は、キャリアやスキルアップのための研修に積極的に参加させるなど、男女の区別なく登用を促進し、その結果として今回初めて女性課長が誕生したわけでありまして。こういった女性の登用が、結果的に住民サービスの向上にもつながるのではないかとということをぜひ期待をしたいというふうに思います。

ただ、まさに男女が同じ立場で仕事をし、働くことが大事なことでありますけれども、これにはさまざまな壁と申しますか、規制があるわけです。企業なんかでは勤務時間とかあるいは休みのとり方、そういったことについてかなり思い切った施策を講じているところでありましてけれども、なかなか公務員の制度の中ではまだまだいろんな規約とか制度とか条例とか、そういったものがありますので、そういったことを一つ一つ解決をしながら、最初に申し上げたように、女性が安心して仕事ができる、つまり家庭と仕事、これが

両立できる、そういった基本的な制度改革も必要じゃないかというふうに思っていますので、松前町としてもそういった面に努力をしていきたいというふうに思います。

他の質問につきましては、教育長以下、各担当の部長、課長がお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 本馬教育長。

○教育長（本馬 毅） 初めに、教育の町と施設整備についてお答えをします。

昭和39年に教育の町を宣言して、半世紀が経過しました。

宣言後は、ハード面の整備では木造校舎からコンクリート校舎、プール、体育館や武道場、また各校区における地域活動の拠点となる地区公民館や総合文化センターなどを整備し、近年では学校施設の耐震化工事を推進しました。

教育の質の面では、議員が述べられた教育の成果のほか、小学校3、4年生用副読本として作成した松前の暮らしで、松前町の暮らしや歴史について理解を深めています。また、郷土の偉人義農作兵衛さんを学び、義農精神を継続的に伝えながら思いやりや豊かな心を育成し、ボランティア活動を推進するなど、内容の充実を図ってきております。

教育現場におけるICT環境の整備は、これまでも行っており、町内全ての学校の普通教室には、インターネット接続のための設備や高速データ回線などの基礎的な整備は完了しております。

しかし、厳しい財政状況の中、テレビ、タブレットなどの機器の導入がおこなわれているのは事実です。今後、児童・生徒の豊かな学びができるよう、学校現場からの要望をもとに整備年次計画を立て、中でもテレビの導入から努めていきたいと考えています。

ことし4月からの新しい教育委員会制度のもと、これから松前町の教育に関する大綱や基本方針などを、町長と教育委員会による総合教育会議において協議、調整して、町長が策定していきます。策定に際しては、教育の町として、学校、関係団体の意見や要望も参考にしながら、義農精神を含めて松前町の特色が出るような大綱づくりに努力する所存でございます。

次に、18歳選挙制度についての御質問ですが、小・中学校における政治に関する学習について答弁させていただきたいと思います。

小・中学校では、政治、経済、歴史、文化などについて、社会科を中心に学年に応じて学習を深めていきます。

政治に関する学習では、児童・生徒が社会科の学習や体験学習を通して、政治に興味、関心を持ち、自分の知識や知り得る社会について多様な見方や考え方を身につけ、みずからの視野を広げ理解を深めることが重要であると考えています。

政治に関する学習内容について例を挙げますと、小学校6年で日本国憲法の三原則を、中学校3年では選挙の基本原則、選挙制度、国政選挙の投票率の推移や一票の格差についても学習をします。義務教育の最終段階では、国民主権という立場から国民生活と関連づ

けたり、主権者として政治に参加する意義を自覚させたりすることを通して、政治についての見方や考え方の基礎を培うことを基本的狙いとしています。

この狙いを達成するためには、議員御指摘のとおり、教育の政治的中立性の確保が大前提であり、全ての教師がしっかり自覚し、指導に当たることが肝要であると考えております。

最後に、模擬投票についてお答えをします。

模擬投票の例として、現在町内全中学校では、生徒会役員選挙を年に1回ないし2回実施しており、その際は各学校の生徒会の選挙管理委員会規則に基づき、選挙管理委員会の設置、選挙運動期間の決定、ポスターの掲示、立候補演説や質疑、立会人のもとでの生徒全員による投票を行っています。中には、町の選挙管理委員会から投票箱をお借りして実施している学校もあります。

これらのことを通し、中学生に見合った選挙の仕組みや基本的知識を学び、適切な候補者の選出の判断力を身につける経験を重ねています。この活動は、学校における生徒の自治活動を促進するものであり、主権者教育に相通ずるものがあると考えております。

**○議長（三好勝利）** 金子選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（金子知芳）** それでは、私のほうからは18歳選挙制度の広報啓発について、また投票入場券への宣誓書記入についてお答えをいたします。

選挙権年齢の18歳引き下げの広報啓発については、今後国、党において十分行われると考えておりますが、町においても各選挙時には十分な啓発が必要というふうに考えております。

投票所入場券の裏に宣誓書欄を追加することにつきましては、選挙に関する重要なお知らせ等の文字が小さくなり読みにくくなる上、宣誓書の記入欄も狭くなり記入しにくいというふうに考え、記載はしておりません。

新たな取り組みとしまして、ことし4月に行われました県議会議員選挙から、本町ホームページで宣誓書をプリントアウトできるようにし、事前に自宅での宣誓書の記入を可能にして、期日前投票を行う人の利便性の向上に努めております。

本町の期日前投票所では、投票される方に対し丁寧に対応しておりまして、また投票所の外で自分一人で記入することもできますので、今までどおりのやり方で続けていきたいというふうに考えております。

**○議長（三好勝利）** 高橋保健福祉部長。

**○保健福祉部長（高橋昌志）** それでは、保育所統合、建設についてお答えいたします。

保育所の整備については、財政状況が厳しい状況の中、予算措置や将来の財政負担等を考慮すると、公営により整備するよりも、民間の活力を生かし、民営による整備に対して助成するほうが低コストで効率的であることから、基本的には民営化の可能性を見きわめ

ながら検討を進めたいと考えております。

松前保育所と宗意原保育所につきましては、両施設とも老朽化が進み、また敷地についても手狭であることなどから、別の場所に両施設を統合した施設を整備することとし、平成25年度と26年度の2年間、民間から施設の整備、運営事業者を募集いたしました。応募はあったものの、採択には至りませんでした。このため、この施設の整備に関しては、民営化により早期に整備することは困難であると判断し、今後は松前町で設備の整備を行いたいと考えております。

白鶴保育所と二名両保育所については、現在施設の耐震診断を行っているところですが、審査機関での審査件数が多く、審査の結果が出るのがおくれいております。今後は、審査の結果を見て修繕や補強、建てかえなどの対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三好勝利） 忽那上下水道課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） 浄水場についてお答えします。

松前町では、平成14年度に第6次拡張事業計画を策定し、町内8カ所に分散しておりました浄水施設を3ブロックに分割統合し拠点化することや、新水源地を開発すること、またクリプトスポリジウムに対応したろ過設備の導入などを行うこととしております。

この計画に基づき、平成19年度に恵久美浄水場、また平成25年度には北伊予浄水場が完成し、主に岡田方面、北伊予方面へ良質な水を安定供給しております。さらに、計画的に配水管等の耐震対策を行い、特に学校などの避難施設に配水している主要な水道管については耐震化を実施するなど、災害時においても安心・安全な水を供給できる環境を整えております。

こうしたことから水道会計では、これまで建設してきた浄水場の起債の償還や減価償却費などで多額の費用がかかる上に、平成24年度から水の販売価格が原価割れしていることなどから、単年度収支が赤字となり、これを利益剰余金で補填しながら経営してきました。このような状況の中、経営の安定を図り、あわせて西古泉の浄水場を整備するため、去年の3月に料金改定を提案しましたが、結果として計画の半分の改定しかできませんでした。

西古泉の浄水場の整備につきましては、多額の費用が要するため、去年の料金改定では事業着手は難しく、延期をしております。ただ、西古泉浄水場の配水区域内には、松前小学校、中学校、松前公園など災害時における指定避難場所もあるため、できるだけ早く整備が必要であると考えており、今後の料金改定も含めた財政収支の見込みを立てた上で事業着手したいと考えております。

○議長（三好勝利） 松本一二美議員。

○9番（松本一二美議員） それでは、再質問をさせていただきます。

順番で行きます。最初に、浄水場の建てかえというか、建設でございます。

水道は、命にもつなぐ大事なものでありますし、また松前町は水が豊かでおいしくて、また安くてというのが町外の方からも松前町がうらやましがられる一つの要因であります。昨年等々から水道の料金に関しては議会ともいろいろありまして、それも大事な、建てかえは大事であります。また、その建てかえに関して建設費が多額に要ということも了解しておりますし、建てかえをしないといけないということも理事者のほうは理解しておられることと思います。本当に安心して水が飲めるということが、町民の方にとっては一番大事だと思っております。どうしてもこういうことで必要だからということで、そういうことを具体的に示していただいて、何年化計画でも結構ですから、ほったらかしにするというのが一番無責任かなという、一議員としてはそういう感じになります。

また、水質調査、こういうことでもきちっと町は全力で取り組んでおられますし、またそういうことも建てかえも必要ですのでということで、町民の方の理解も得ながら、今後水道料金も値上げをしないといけない状況は理解できる場所でございますので、町民の理解も得ながらしていかないといけないと思いますが、全然整備計画というのはされたことはないんですか。こういう西古泉の浄水場ですよね、そういうのは浄水場として、水源を浄水場としてしていく、その建設の計画というのは全然今までに上がらなかったんですか。

○議長（三好勝利） 忽那課長。

○上下水道課長（忽那俊幸） 西古泉浄水場の建設計画については、去年の値上げが順調に行ければ今年度から基本設計ということで予定できるところです。しかしながら、昨年8月1日から改定料金で施行をして、9月検針分、10月の分から改定料金で料金収納をしております。本日までちょうど約8カ月ぐらいたったところですが、そういったことも考えて、次回の料金の値上げの時期などあわせて、今後の基本計画、基本設計を考えていかなければならないのではないかと考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 値上げ、安いのは安いにこしたことはないですけど安全で、大震災があっても安全な水が確保できるような施設というのは本当に大事なことでありますので、今後は町民の理解も得ながら、また議会とやり合うというか、意見交換しながら、ぜひ具体的な施策で前向いて進むように、これは本当に待ったなしですので、担当課にも理事者にも要望しておきます。

学校格差について、引き続き再質問をさせていただきます。

50年たって、教育の町ということで、子供たち一番うれしいのは自発的に挨拶をしっかりといただけて、かわいい笑顔があふれるような松前町になっております。いろんなものをつくっていただいとんですが、きょうの質問で取り上げさせていただいたのは、

現場のというかP T Aだったり保護者から要望がある、実際に毎日授業で使ってるテレビ等の施設の設備がほかの、例えば松山だったりほかの市町と比べるとどうなんだろうかとということで、御不満と要望を多くお聞きします。これまでも、例えば机だったりパソコンだったりするのは、3年計画で買いかえましょうと。大きなお金が動きますので一括ではということで、3年計画で実施して、今新しく子供も今の現状に対応したような形で設備もしていただいたことがあります。そういう教育現場としては、例えばP T Aだったり現場の保護者の要望だったりするのを具体的に捉えて実施するというのが教育現場の一番の力の発揮するところではないかと思っております。

今教育長のほうから、例えばインターネットにつなげようとしてもつなげんじやないかということを経験しましたら、教室までにはL A Nが来るとということで、そうすると扇風機を以前要望したときに、扇風機1台普通だったら1万円もかからないのが、学校の教室に設置していただくとしたら二十数万円かかるということでびっくりしたことがあるんですが、このL A Nが来ているということは、テレビだけ買えば、コードだけ買えばすぐにでも使用ができるということなので、その点に関しては、今テレビも今安価ですし、保護者またP T Aの強い要望もありますので、ぜひ何年かの計画を立てても実施をしていただきたいと思っております。

予算は大変醸し出すのはなかなか握って離さないという、そういうのもあるかもしれませんが、そういう学校教育現場の必要性、また松前町が教育の町を宣言しとる、そういうことにおいては必要だと思いますが、耐震化やったりいろんなことを要望する議員としてはこれもあれもということなんですが、財政課長としてはどういうふうにするかはお考えかお伺いしてもよろしいでしょうか。そういうのは答弁は難しいですか。

○議長（三好勝利） 財政課長。

○財政課長（久津那良幸） 学校の耐震化について、一応は26年度で終わったというところでございます。大きな事業でございますので、今後についても財源との兼ね合いもありますけれども、すぐに手がつけられるかどうかわかりませんが、手がつけられるところから順番にやっていきたいとは考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 相互連携とりながら、ぜひ実現をしていただきたいと思っておりますし、また具体的に計画が示せれば要望をされている方々からも安心をしていただけたらと思っておりますので、ぜひ前向きな対応をよろしくお願いいたします。

続いて、保育所の統廃合の現状についてお伺いいたします。

福祉部長のほうから一定の説明がありました。民間でということが頓挫したということでもあります。具体的にも耳にはしておりますが、この問題は10年、私も議員をさせていただいてもう当初からこういう古くなった保育所をということであるんですが、具体的に

二、三年前からは何とかなるんじゃないかという希望が、光が差したような状況でありましたが、今頓挫しとるということで。今福祉部長のほうから具体的な話を何もなかったんですが、今後だめになって次はどうするかというの具体的なことが少しでもわかっておればお伺いをいたします。

また、白鶴、二名保育所の耐震診断の結果を見て、また町内建てかえをということで計画になろうかと思うんですが、先日視察研修させていただいたところは、同じぐらいの町で保育所の数はかなり少なかったですね。町としては、20キロ平米の町でありますし、また山もないということで、至便性はすごくいいので、6カ所要るか、ほかの幼稚園、それからいろんな民間の施設も含めてどういうふうにご考えておられるのか、今後のことだと思うんですが、少しでもこの統廃合が頓挫してから何か動きがあれば、また今後早急に必要になってくると思うんですが、その点に関してどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（三好勝利） 高橋福祉部長。

○保健福祉部長（高橋昌志） まず、松前保育所と宗意原保育所につきましては、できるだけ早く整備する必要があるというぐあいには思っております。現在位置的にもよくて環境にもいい場所を地権者等と協議を行っているところなので、そういったのがまとまればまた早急に準備ができるというぐあいには思っております。

それから、ほかの白鶴、二名保育所、それ以外の保育園もあるんですけども、そういった老朽化した施設につきましては、今後診断結果にもよりますけれども、ほかの施設の絡みあるいは保育士の確保の問題、いろいろなものがあって民営化とか統合も含めて今後検討していきたいというように思います。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） ぜひ保護者の方の安心を得るためにも、また着工してからでも年数がかかることから、早急な対応をお願いをいたします。

続いて、選挙制度について再質問をさせていただきます。

教育長のほうからも答弁ありましたように、来年の大きな国の選挙からなろうかという、そういうことで今国会のほうでもほぼ決まりみたいな形であります。大事なのは、これは有識者の言葉をかりると、若者に政治への関心を持たせるには義務教育からしっかり主権者教育を施す必要がある。成人になっていきなり投票へと言っても遅いという方のお話もありました。主権者教育という、その核になるというんはやっぱり選挙教育、政治教育の流れというのをつくることだと思いますし、また投票率の上昇だけでなく、投票に行くその思いとか、質の向上にもつながるということで、主権者教育とは本当に大事なことだと思っております。

例えば、東京の品川では小中一貫校の教育の中で、市民科というのを授業で実施をし

て、その中で従来の道徳、特別活動や総合学習を統合した教科の位置づけで、広い視野で自分と社会とのかかわりを学んでいくということでやってるところもあります。

一番心配するのは、先生の立場、立ち位置であろうかと思えます。中立性も必要とされますし、不意な言動が波紋を及ぼすということも、ちょっと心配するところではあります。また、文科省のほうから副教材を18歳の高校3年生だけでなく1、2年生にも配付するようになってるということで、主権者教育というのは現場の先生、また小・中学生の時代から必要になってくる大事なことであります。その件は苦労もこれからであろうかと思うんですが。

1点、保護者とか家庭ですよ、そのコラボレーション、そのやりとりというのにも必要かと思うんです。主権者教育を定着させるには、学校が大事な役割を果たしはしますが、それと同時に学校だけでなく地域とか保護者との意思疎通とか連携も大事になってくると思いますが、これからいろんなことで子供たちに負担がかからないように、またいい大人とか、ちょっと言葉が違うと思いますが、政治にも関心を持って主体的に社会の形成に参画できるようないい制度を育てていっていただきたいことお願いをしておきます。いろんなことでこれから大変になろうかと思えますが、よろしく願いをして、この件は終わります。

入場券の裏の宣誓書記入の件です。

前と同じ答弁で、ホームページがあるでしょうと。私は、ホームページ使えない人はどうするんですかということで質問しましたが、同じ部長の答弁でありました。1点、ホームページが自分が出て、それはありますということなんですが、期日前投票に行ったときに外に出て記入できるという、具体的にはよく理解できんですが、どういうことでそういうことを言われたんですか。外でというのは。

○議長（三好勝利） 金子総務部長。

○総務部長（金子知芳） 期日前投票所は、庁舎の場合2階の会議室でやっております。その部屋の中に入れば職員と対面して、こういうふうにお書きくださいというふうな丁寧な説明をして書いてもらっておるという状況でございます。その部屋の外、廊下のところに机を置いて宣誓書も置いて、そこで自分で書き方も記載例を置いておりますので、それを見ながら書くこともできます。そうすれば対面して緊張することもないというようなこともあるし、スムーズに期日前投票の事務が流れるというようなことで、そういったことにしておりますので、職員の前で緊張して書くということはそれによって避けれるんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 再確認ですが、そうすると期日前の投票所の中では、本人しか入れませんが、その御家族の方が車椅子等々で同行されて外で、例えばお母さんにこ

うやって書くんやとということで、そういうことですよ。

○議長（三好勝利） 総務部長。

○総務部長（金子知芳） 記載例を見ながら書くことが前提ではございますが、もしわからない人があって一緒に来ておる人がこういうふうに書くんよというふうな指導は十分可能というふうに考えております。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） わかりました。ほかの市町では、いろんな方法で違う用紙を同封して送るとか、用紙を大きくするとかいろんなところがありますので、今回の答弁ではしないということでありましたが、要望はたくさん受けておりますので、またいろんなところで調べていただけたらと思っております。

最後に、女性が輝く社会について再質問をさせていただきます。

町長のほうから、5分の1が課長、課長補佐ということで今後の期待ができる場所がありますが、以前町長は、女性職員と懇談の場を持たれたり、そういう意見交換の機会をしましょうということで期待をしております。今現状で5分の1おられるという方々も現実にはいろんな問題を掲げながら一生懸命働いておられることと察するところではありますが、例えば町長との懇談とか、そういう女性ならではの要望とか悩みとかという、意見交換の場はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（三好勝利） 白石町長。

○町長（白石勝也） これはこの問題に限らず、若い世代の人たちとかいろんな面で意見交換の場を持っておりますけど、特に職員で今お子さんを育てながら働いている女性がたくさんいらっしゃいますので、そういう人たちにはいろんな面でどういったことが問題になっているのか、そういったことをできるだけ具体的に言ってくれとこちらとしても採用しやすいんで、そういった場を持つのでぜひそういう意見を出してほしいということは、もう機会があるごとに話しております。中にはいろいろ具体的に、こんなことが困るんだとかというような声を聞きますけども、個人的なものとか制度的なものがありますので、できるだけそういう現場の声を聞いて、それをできるだけフィードバックできるような形で、例えば制度を少しでも変えていくとか、そういうふうにしないと、もう口だけで言ってるな、この問題も前から言ってる話でして、だけども進まないのは、いろんなその勤務条件であるとか、あるいはその他制度的なものがかなり足かせになってますから、それを少しずつ変えていかないと、特に公務員の場合はなかなか難しいものがあるだろうというふうに思ってます。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） ぜひ町長、生の女性の職員の方々の声をぜひ聞く機会を持っていただいて、より仕事がしやすい、女性がみずからのやりがいになるような、力を発揮

できるようなそういう松前町の職員、また今後の登用も、女性みずからがもっと努力しながらということ、私も感じておる次第でございます。

松前町は私大好きでございまして、私は3期12年議員の立場をいただいて、一人の声を、小さな声を議会に届け形にしたいとの思いで、微力ではありますが精いっぱい努めさせていただきました。本当にありがとうございました。これからは松前町が魅力ある住みやすい町への発展を期待しながら、これからは町民の一人としてできることを頑張っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（三好勝利） 9番松本一二美議員の一般質問を終わります。

11時15分まで暫時休憩をいたします。

午前10時54分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（三好勝利） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

2番稲田輝宏議員の一般質問を。

稲田議員。

○2番（稲田輝宏議員） ただいま議長のほうから一般質問の許可がありましたので、2番無所属の稲田輝宏が一般質問をさせていただきます。

まず最初に、現段階では唯一の新人議員でございます。この4年間、理事者の方々あるいは議員の仲間の方々、あるいは事務員の方々の厚い御指導をいただきまして、まことにありがとうございます。お礼を申し上げます。

早速ですけども、一般質問は2項目あります。

まず最初に、岡田駅周辺交通混雑についての質問をさせていただきます。

これは、私は以前から気づいておったんですけども、任期中に1度は理事者側の考え方について問いただしてみたいと思っておりますので、今回質問させていただきます。

要旨としましては、駅南の踏切と国道間の混雑対策ということでございます。現況では、伊予鉄郡中線岡田駅南側の県道踏切から東の国道までは道幅が狭くて、車両の離合が非常に困難であります。互いに譲り合って、待ち合って通っております。そのため時間がかかり、また国道に信号機があることから、その兼ね合いからより混雑していると思われるのであります。距離は短いのですが、この地点は岡田校区の中心部で北公民館、郵便局、農協、ストアなど、利用する方には欠かせない道路であります。それと、駅利用の通勤者や通学者などもこの道路を利用しております。また、狭い歩道は小・中学生の通学路にもなっております。この区間は狭く、自動車、自転車、それに児童を含めた歩行者にとっては危険性の高いものと思われるのであります。早急な調査検討を実施し、前向きな整備が必要と考えております。ただ、ここは県道ですので、愛媛県のほうに整備を行っても

らうよう働きかけが必要と考えられます。町として整備に向けた考え方や県への要望等の考えはあるのかどうかお尋ねいたします。

それと、現在JR北伊予駅周辺や郡中線松前駅周辺でも県や町が周辺整備とかを実施あるいは計画がされ、一部では前向きな予算化もされております。岡田校区の方々にとっては、不公平感を感じるとの意見もございます。この不公平感を払拭するためにも、今後町としての岡田駅前あたりの道路整備をどのように対応していくのか重ねてお尋ねいたします。

また、もう一つお尋ねします。

地元からの要望は今までにあったのかどうか、これもあわせてお尋ねいたします。

それと2点目ですけれども、これは当然この観点は先輩女性議員のほうから今回質問があるのではないかと思ったんですけれども、なかったので、私としては大変がっかりしております。というのが、2点目、プレミアム付商品券についてお尋ねいたします。

2種類のプレミアム商品券の周知徹底の対応についてと現状はどうかという質問でございます。

このたび地域活性化のため、愛媛県では愛顔のえひめ商品券の発行を行い、松前町では町制施行60周年を記念して、単独で恵みめぐるご縁券が発行されます。これはともに住民1人につき3セットまで購入が可能で、3セット購入すると3万円で3万6,000円分の商品券が購入できます。つまり、6,000円の住民利益となり、今回はプレミア率が大きいのであります。ただ、これを購入するには手続きが要りまして、往復はがきで期日までに申し込む必要がありました。そこで懸念されたのは、独居老人あるいは高齢者への周知徹底であります。独居老人、高齢者への周知はどのようにしたのかをお尋ねいたします。

次に、町単独分のプレミア商品券についての今後、独居老人あるいは高齢者への対応はどのようにする予定なのか、重ねてお尋ねいたします。

以上でございます。

**○議長（三好勝利）** 理事者の答弁を求めます。

岡本副町長。

**○副町長（岡本 靖）** 岡田駅周辺の交通混雑についてお答えをいたします。

県道砥部伊予松山線の国道56号と交差する昌農内交差点から岡田駅の南にある踏切までの区間につきましては、道路幅が狭く、信号待ちの車がとまっている場合には離合も困難な状況でございます。

また、この道路は子供たちの通学道路でもありますし、周辺には駅や農協などがあり、多くの住民が利用している状況でございます。このようなことから、利用者の安全性の確保も必要であると考えております。

このため、町といたしましては、昨年度地元からの道路拡幅の要望もあったことから、

道路管理者の愛媛県に対しまして事業化に向けた検討を要望しているところでございます。今年度は知事への要望事項にも盛り込み、引き続き要望していきたいと考えております。

もう一つの質問につきましては、担当課長からお答えをいたします。

○議長（三好勝利） 徳居産業課長。

○産業課長（徳居芳之） プレミアム付商品券の周知について申し上げます。

県の愛顔のえひめ商品券につきましては、県がチラシの配布、新聞広告、テレビコマーシャル、スーパーでのチラシ配布などによる周知を行ったほか、松前町では応募方法や往復はがきの記入方法を広報6月号及びホームページでお知らせするとともに、郵便局でも往復はがき購入時にはがきの書き方の説明文書を渡していただくなど、わかりやすい住民周知に努めました。特別に独居老人や高齢者の方を対象とした周知は行っておりません。

7月24日から応募が始まる、町制施行60周年を記念して発売する町の恵みめぐるご縁券につきましても、より多くの町民の方にこの事業の情報が行き渡るように丁寧な対応を図っていきたくと考えており、広報6月号及びホームページで県の愛顔のえひめ商品券の周知とあわせて、応募方法や往復はがきの記入方法をお知らせしているほか、今後は関係機関の協力を得ながらのポスターの掲示や庁舎内会議などでのチラシの配布、町のホームページへの新たな掲載とともに、応募開始前に新聞に2回折り込みチラシを入れるなどして周知を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（三好勝利） 稲田輝宏議員。

○2番（稲田輝宏議員） まず最初に、岡田駅周辺の件ですけれども、こういう対応をしていただいとるということでございますので、大変ありがとうございました。

その施工についても、一日も早く実現するようにお願いをしたいと思います。安全性、利便性、それに美観などの向上につながります。よろしく申し上げます。

それと、プレミアム付商品券の件ですけれども、今後自治体の方々は、そういうお年寄りや細々とつつましく生活している、弱い立場の方です。不利な立場の方でもあります。手が不自由とか、そういう方々がおられますので、もう一步踏み込んで、社会から置いてきぼりにならないように担当部署の方が頑張ってください、住民の皆さんみんなが利益を分かち合えるようにお願いしたいと思います。

短いようすけれども、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三好勝利） 2番稲田輝宏議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

散会する前に、皆さんの顔をまた9月の月には会える日を楽しみに、選挙を頑張ってくださいと思います。

以上をもちましてこれにて散会をいたします。

午前11時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治

6月23日（第3号）

平成27年松前町議会第2回定例会会議録

平成27年6月23日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 稲田輝宏   | 3番 加藤博徳   | 4番 寺下武    |
| 5番 八束正    | 6番 藤岡緑    | 8番 早瀬武臣   |
| 9番 松本一二美  | 10番 澤田登代一 | 11番 岡井馨一郎 |
| 12番 伊賀上明治 | 13番 三好勝利  | 14番 木下淳   |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |       |
|---------------|-------|
| 町長            | 白石勝也  |
| 副町長(総務)       | 中矢博史  |
| 副町長<br>(保・産)  | 岡本靖   |
| 教育長           | 本馬毅   |
| 総務部長          | 金子知芳  |
| 保健福祉部長        | 高橋昌志  |
| 産業建設部長        | 升田年紀  |
| 教育委員会<br>事務局長 | 岡本明   |
| 財政課長          | 久津那良幸 |
| 財政課技監         | 瀧本精一  |
| 税務課長          | 島田恵介  |
| 国体準備室長        | 塩梅淳   |
| 福祉課長          | 大政哲志  |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 町民課長        | 西岡  きわ子   |
| 保険課長        | 久津那  延  幸 |
| 健康課長        | 山本  有  三  |
| まちづくり<br>課長 | 松岡  謙  三  |
| 産業課長        | 徳居  芳  之  |
| 上下水道課長      | 忽那  俊  幸  |
| 会計課長        | 松岡  芳  弘  |
| 学校教育課長      | 合田  光  隆  |
| 社会教育課長      | 富田      徹 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |          |
|-------------|----------|
| 議会事務局長      | 大政  博  文 |
| 議会事務局<br>書記 | 仙波  晴  樹 |

平成27年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.3

|       |                                          |          |    |
|-------|------------------------------------------|----------|----|
|       | 平成27年6月23日(火)                            | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                               |          |    |
| 日程第2  | 議案第41号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例            |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第3  | 議案第45号 平成27年度松前町一般会計補正予算(第1号)について        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第4  | 議案第46号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について  |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第5  | 議案第47号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第6  | 議案第48号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)について    |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第7  | 議案第49号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第8  | 議案第50号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)について      |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                              | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第9  | 議案第53号 平成27年度松前町一般会計補正予算(第2号)について        |          |    |
| 上程    | 提案理由説明                                   | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第10 | 議員派遣の件                                   |          |    |

午前10時43分 開議

○議長（三好勝利） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好勝利） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

14番木下淳議員、2番稲田輝宏議員、以上兩名を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第41号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第2、議案第41号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長加藤博徳議員。

○文教厚生常任委員長（加藤博徳議員） 去る6月10日の本会議において、当文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の条例改正は、国保事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税の医療分と後期高齢者支援金分について税率の改正を行うものです。

審査の過程において、国民健康保険運営主体の変更と町への影響に関する質疑に対し、平成30年度から県が財政運営の主体となるが、税率は県が示す標準を勘案しながら町が決定することになるため、当面は大きな変更はないとの答弁がありました。

また、国保事業の安定的な運営のためには、国民健康保険税の徴収率の向上が必要ではないかとの質疑に対し、徴収を担当する税務課と保険課が協力しながら効果的な徴収に取り組みたいとの答弁がありました。

加えて、医療費を抑え、税率を上げないようにする取り組みが必要ではないかとの質疑に対し、生活習慣病など発症すると長期間の治療が必要となる疾患の予防に力を入れるために、健診の申し込みをされたが受診されていない人に対する電話の勧奨、広報まさきやホームページを初め、町内医療機関でのポスターの掲示、郵便物へのチラシの同封などにより特定健診の受診を推奨している。町民一人一人の健康づくりに対する意識を高め、医療費の削減につなげたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決いたしましたので、御報告いたします。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。  
討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。  
採決を行います。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第45号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第1号）について  
（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第4 議案第46号 平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第5 議案第47号 平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第6 議案第48号 平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第7 議案第49号 平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第8 議案第50号 平成27年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第3、議案第45号平成27年度松前町一般会計補正予算第1号について、日程第4、議案第46号平成27年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、日程第5、議案第47号平成27年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、日程第6、議案第48号平成27年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号につ

いて、日程第7、議案第49号平成27年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について及び日程第8、議案第50号平成27年度松前町水道事業会計補正予算第1号についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長岡井馨一郎議員。

**○予算決算常任委員長（岡井馨一郎議員）** 去る6月10日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第45号から議案第50号までについて審査の内容とその結果を御報告いたします。

まず最初に、議案第45号松前町一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算に3億8,242万8,000円を増額し、総額を96億3,859万9,000円とするものです。

歳入予算で主なものは、国庫支出金を1億5,545万円、諸収入を3,891万6,000円、町債を1億4,060万円を増額するものです。

目的別歳出予算の主なものは、土木費を3億442万5,000円、農林水産業費を4,317万6,000円、教育費を3,592万7,000円増額し、民生費を1,357万6,000円、衛生費を1,204万7,000円減額するものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、防災行政無線戸別受信機の設置効果についての質疑があり、県の補助要綱により地区ごとに1台代表者宅に設置することとなっている。代表者宅に置くことにより、住民への情報の伝達網の構築を目的とするものである。情報伝達手段の多様化の一つであり、より確実に情報が伝わるものと考えている。

また、戸別受信機は1台5万円程度であり、個人的に購入も可能であるとの答弁がありました。

また、庁舎太陽光発電システムについての質疑があり、庁舎東車庫棟の屋上に発電容量1時間当たり約15キロワットのパネルと発電した電気を蓄える15キロワットの容量のリチウム充電電池を設置する。災害時の停電においては、昼間は発電を行いながら使用するため、パソコン15台、プリンター2台、電話、ファクス、ディスプレイなどで約10時間使用できる。夜間は充電電池のみの運用になるため、パソコン7台、プリンター1台、ディスプレイ等は常時使用しないことにより14時間程度使えるようになる。平常時は庁舎で使用する電力の一部として利用するとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管については、コミュニティ助成事業については、町内全地区に調査を行い、7地区から要望があり、2地区が採択されたとの答弁がありました。

地域少子化対策強化学業の「家族で応援！赤ちゃんハイハイレースインまさき」の内容についての質疑があり、エミフルMASAKIでの開催を考えており、開催にあわせて松前町の子育て情報コーナーや相談コーナー等を設置して、親の子育てに対する不安の解消

につなげるものとした。また、昨年度の講座を受講した人たちにスタッフとして参加してもらい、子育てに携わってもらう。参加者募集に当たっては、広報紙やチラシでの募集のほかに、赤ちゃん訪問事業などを通して直接案内したいとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、経営体育成支援事業の補助金の増額について質疑があり、当初国の補助の上限額が300万円であったが、上限額が引き上げられ、追加補助となったものであるとの答弁がありました。

また、橋梁点検について、基本的な判断基準があるのかとの質疑に対し、判断基準はないが、4年から5年かけて全ての橋梁の定期的な点検を行うとの答弁がありました。

また、歩道整備事業において、施工箇所が通学路でもあり、工事する場合、どのような対策を考えているのかとの質疑があり、市街地であるため夜間工事が可能かどうか、近隣住民と相談し施工する。昼間の工事になったとしても、児童が通学するときには交通整理員を配置して、安全な誘導を行うとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、文化センター電気系統改修工事について、当初予算で計上できなかったのかとの質疑があり、財政上の理由と施工時期の関係で補正予算での計上となった。施工は、年末年始の長期休業期間で約1カ月を予定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第46号松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の内容は、国民健康保険税条例の改正に伴う財源の振りかえと人事異動に伴う人件費を補正するものであります。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、報告いたします。

議案第47号松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の内容は、人事異動に伴う人件費を補正するものであります。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決されましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第48号松前町介護保険特別会計補正予算第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、年度初めなのに補正の減額が大きい理由について質疑があり、国における介護報酬の改定により、介護職員の処遇改善や介護サービスの充実に要する経費については増額し、介護事業者の経営状況等を踏まえて報酬の減額を行った結果、全体で

2. 27%の引き下げとなったことにより減額するものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

続きまして、議案第49号松前町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、松前公園南側の町道に埋設している管渠工事について質疑があり、施工時期は11月ごろから約1カ月間で、工事は夜間に行い、交通の妨げにならないように配慮するとの答弁がありました。

また、この工事の内容について質疑があり、平成19年に施工した箇所であるが、硫化水素の発生により腐食したため施工するものである。管の材質がヒューム管でない箇所には影響がない。汚水の中には硫化水素のもととなる物質が含まれており、圧送による攪拌により発生するとの答弁がありました。

また、町内の同様な影響がある箇所を把握しているのかとの質疑に対し、2年前から主要な管についてはカメラによる調査を行っており、他の箇所については影響がない。今後調査を続けていくとの答弁がありました。

委員から、硫化水素の発生を抑える対策を考えるようにとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第50号松前町水道事業会計補正予算第1号について審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の内容は、人事異動に伴う人件費を補正するものであります。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第45号から議案第50号までの審査の内容とその結果についての御報告を終わります。

○議長（三好勝利） 委員長の報告を終わります。

議案第45号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決しました。

議案第46号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第47号についての質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第48号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三好勝利) 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第49号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

議案第50号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑なしと認めます。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第50号を委員長の報告どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第53号 平成27年度松前町一般会計補正予算（第2号）について  
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（三好勝利） 日程第9、議案第53号平成27年度松前町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石勝也） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第53号平成27年度松前町一般会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ164万1,000円を追加し、総額を96億4,024万円とするものであります。

補正予算の概要につきましては、松前町町制施行60周年記念事業として本年10月に行われます大相撲松前場所に、町内在住の80歳以上で観覧を希望する方の中から約200名の皆さんを無料招待するためのものであります。

なお、一般会計補正予算第2号の財源につきましては、一般財源で充てることになっております。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長（三好勝利） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

松本議員。

○9番（松本一二美議員） 何点かお伺いをいたします。

本当に松前町に国技館がやってくるということで、本当に本場所さながらのこの大相撲松前場所でございます。今回は松前町町制施行60周年記念事業として予算計上されておりますが、本当に先日先行販売の人気にもありますように、町民の方、本当に開催を楽しみにしておられますが、本当に心配するところは、80歳以上の方の観覧についてでございます。松前場所は、愛媛県また各テレビ局の多くの後援をいただいている開催でありますし、町も記念事業としてお金を出そうということでございますが、本当に80歳以上の方の観覧、本当に楽しみにしておられると思いますが、心配するところは、もう80歳以上の方、202名の予定の席を確保しておりますが、その方が単独で入場されるということでもあります。もう先日も実際に上がってみましたが、3階の席です。本当に元気な方を対象にということでこういう企画をされておられると思いますが、また場所は、202名の席はエレベーターがありますので、上がれるのは上がれるということでもあります。本当につえをついででも大丈夫かと思いますが、例えば体調不良が途中であった場合、また長時間の観覧になると考えますので、途中トイレの移動というのも本当に一人で移動されるのは心配するところでもあります。本当に町がそういう事業として運営委託をするということですが、お金を出すことに関しては、やっぱり責任の一端があるのではないかと考えております。この件に関して、本当に総務課が担当になっておりますが、そういう心配の点に関してはどういうふうな配慮等を考えておられるのかを質問をさせていただきます。

○議長（三好勝利） 徳居課長。

○産業課長（徳居芳之） 今回の大相撲巡業で、松前町は主催者ではなく後援という立場になっております。

当日の体制としましては、実行委員会の事務局に確認いたしましたところ、町内医師1名を最後まで待機していただくとともに、誘導員、警備員を会場に配置して、安全な運営に努めると聞いております。

また、チケットの裏には、会場内での事故、けが等は自己責任となりますので、御注意してくださいと明記しております。

以上です。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 無事故の開催を願うところではありますが、もう一点、申し込みは自己申告になっております。用紙を先日見せていただきましたが、7月から申し込みということで、個人情報もありませんし、データも照らし合わせがないということで、町民在住の方202名ということではありますが、その確認等々はどのようなふうにお考えでしょうか。

○議長（三好勝利） 徳居課長。

○産業課長（徳居芳之） 80歳以上の方の御招待のチラシを7月の広報のときに折り込みチラシとして入れます。下のほうに応募用紙がありまして、そこの欄に、私は80歳以上で相違ありません。生年月日も書く欄も設けておりまして、そこで本人の自己申告で生年月日の確認の上、応募で年齢の確認をしたいと考えております。

以上です。

○議長（三好勝利） 松本議員。

○9番（松本一二美議員） 巡業を楽しみにしておられる方がたくさんおられるということと、また現場の担当課と実際に何回も見られてると思いますが、手すりもない、また階段がたくさんあるということで、ぜひ事故がないようにだけはお願いをして、質問を終わります。

以上です。

○議長（三好勝利） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 質疑を終わります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第53号を原案どおり決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議員派遣の件

○議長（三好勝利） 日程第10、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によりお手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

お諮りします。

議会広報委員会が、所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

お諮りします。

議会運営委員会においては、議長の諮問に関する事項について閉会中の審査とすることに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三好勝利） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じたいと思います。

これにて平成27年松前町議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

松前町議会議長 三 好 勝 利

松前町議会議員 木 下 淳

松前町議会議員 稲 田 輝 宏